

「プラットフォームサービスに関する研究会」最終報告書(案)に対する意見募集結果

2020年2月5日

プラットフォームサービスに関する研究会

「プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2019年12月24日(火)～2020年1月20日(月)

○ 意見提出数:25件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	一般財団法人日本データ通信協会	11	アマノセキュアジャパン株式会社
2	GMO グローバルサイン株式会社	12	ドキュサイン・ジャパン株式会社
3	株式会社帝国データバンク	13	セイコーソリューションズ株式会社
4	一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)	14	一般社団法人日本新聞協会
5	トラストサービス推進フォーラム	15	一般社団法人日本民間放送連盟
6	電子認証局会議	16	株式会社 NTT ドコモ
7	LINE 株式会社	17	楽天モバイル株式会社
8	一般社団法人新経済連盟	18	KDDI 株式会社
9	セイコーホールディングス株式会社	19	一般財団法人情報法制研究所
10	ソフトバンク株式会社	20	個人(6件)

「プラットフォームサービスに関する研究会」最終報告書(案)に対する意見及びこれに対する考え方(案)

第1章 利用者情報の適切な取扱いの確保について	
第1節 国外事業者に対する通信の秘密の保護規定の適用及び法執行における履行確保の方策の在り方	
意見 1－1 域外適用と執行を条文と運用レベルの双方で担保すべき。また、実効性を担保するため、電気通信事業法を含めすべての事業法等において政府全体の機能強化も必要不可欠。	考え方 1－1
<p>【意見】 域外適用と執行について罰則を含めて確実に海外事業者に対しても国内事業者と同様に行っていくことが条文と運用レベルの双方で担保されることが必要不可欠である。担保できない場合は国内においても規制をすべきではない。また、その実効性を担保するため、電気通信事業法を含めすべての事業法等において政府全体の機能強化も必要不可欠である。</p> <p>【理由】 経済が急速にデジタル化し国境を超えて取引される時代においては、国内外での競争条件のイコールフッティングについて規制面からも担保されるべきである。その観点から、個人データも幅広く流通される時代においては、電気通信事業法を含め各事業法におけるイコールフッティングも確実に確保されることは国益確保の観点からも非常に重要な問題である。</p>	<p>前段のご意見については、第1章第1節2.に示したとおり、「国内外の事業者間の公平性を確保し、イコールフッティングを図る観点」から、「国内事業者か国外事業者かに関わらず、通信の秘密の保護に係る規律が等しく及ぶようにすることが適當」であるとし、その履行を確保するための担保措置として、「国内事業者に対する規律と同様」、「通信の秘密の保護に係る行政処分の執行を確保」するため、執行管轄権の課題を考慮の上で、国内代表者等を介して、「法執行の実効性強化のための所要の措置を講ずることが適當」としています。罰則についても、「国外事業者に対する刑事罰の適用の困難性により通信の秘密の保護の担保が不十分となることは法執行の実効性の観点から適当ではない」として、「法令違反行為に関する公</p>

	<p>表など一定の措置を講ずることが適當」と考えます。</p> <p>後段のご意見については、「おわりに」に示したとおり、提言事項については、「政府をはじめ関係者において、可能なものから順次取組を進めていくことが適當」としており、その際の参考として承ります。</p>
意見 1－2 海外プラットフォーム事業者への規律適用に賛同。	考え方 1－2
利用者保護のためにも事業者間競争の公平性観点でも、海外プラットフォーム事業者への規律適用(イコールフッティングの確保)に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。
本最終報告書（案）の方向性に賛同します。 【株式会社 NTT ドコモ】	
プラットフォームを通じた多様なサービスの普及による電気通信の健全な発展と国民の利便の実現の観点、また国内外の事業者間の公平性を確保しイコールフッティングを図る観点から、国内事業者か国外事業者かに関わらず、通信の秘密の保護に係る規律が等しく及ぶようにすることに賛成いたします。 【楽天モバイル株式会社】	
意見 1－3 登録を要しない電気通信事業者にも通信の秘密保護の規律が及ぶことを、報告書にて明確にすることが適當。	考え方 1－3
本報告書案の方向性について、オンラインモールやオンライン広告プラットフォーム等の「登録・届出を要しない電気通信事業」に該当するサービスについても、電気通信事業法や電気通信事業参入マニュアル上、通信の秘密の保護に係る規律が及ぶと整理されていることから、当該サービスも適用対象であることを本報告書にて明確にすることが適當と考えます。	第1章第1節2.（1）に示したとおり、「我が国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく通信の秘密の保護に係る規

	<p>【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>律を及ぼすことにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようになることが適當」であると考えます。</p> <p>なお、第1節1.に示したとおり、この点の検討に当たっては、外国にある者に対する行政規律及び刑事規律の適用・執行についての課題に留意する必要があると考えます。</p>
<p>意見1－4 サービス提供サーバーは、国外にあっても、IP アドレスのアクセス先の片方が日本向けで、その言語が日本語の場合、日本国内向けの日本人向けを想定したサービスと考えられるため、使用言語とアクセス先から対処できる方法の検討を期待。</p>	<p>考え方1－4</p>
<p>現時点、日本語を用いる人の多くは、日本国内に在住していると考えられる。</p> <p>サービス提供サーバーは、国外にあっても、IP アドレスのアクセス先の片方が日本向けで、その言語が日本語の場合、日本国内向けの日本人向けを想定したサービスと考えられる。</p> <p>国民保護の観点から、問題がある行動のする事業者に対して、ここの通信内容に触れず、使用言語とアクセス先から対処できる方法の検討を期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第1章第1節2.（1）に示したとおり、「我が国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく通信の秘密の保護に係る規律を及ぼすことにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようになることが適當」であり、「国外事業者が、我が国の利用者を対象としてウェブメールやインスタント・メッセンジャーなど電気通信役務に相当する役務を提供する場合、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護に係る規律が及ぶよう所要の措置を講ずることが適當」と考えます。</p>

意見 1－5 法執行に係る指針を策定するにあたっては、明確かつ必要最小限の基準とすることが必要。	考え方 1－5
<p>通信の秘密の確保に支障がある場合における業務改善命令の発動基準や事例を、法執行に係る指針として策定するにあたっては、却って萎縮効果をもたらしイノベーションを阻害することのないよう、明らかに通信の秘密の確保に支障があると認められる具体的な事例に限るなど、明確かつ必要最小限の基準とすることが必要だと考えます。</p> <p>また、本報告書（案）において、通信の秘密に係る「情報管理態勢」という用語がでてきますが、本用語については、個人情報保護法第20条に規定される「安全管理措置」や、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の「管理運用体制」等の用語と趣旨は同一であり、電気通信事業者に対して追加的な対応を求めるなどを企図したものではないことを確認させていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>前段のご意見については、第1章第1節2.(5)に示したとおり、「萎縮効果を防止する観点」や「利用者が安心して電気通信サービスを利用できるようにする観点」から、「透明性及び予見可能性を高めるための措置」として、法執行に係る指針の策定が適当としています。また、(6)に示したとおり、電気通信事業者と行政当局との継続的な対話等を通じて、「より柔軟かつ機動的な法執行」の実現に資するようにすることが適当と考えます。</p> <p>なお、後段のご意見については、上述のとおり、「取り扱う通信の秘密に係る情報の種類や規模、利用形態が異なることから、各事業者において、それぞれの状況に応じて自律的に適切な対応が図られることが必要」と考えられ、その時々の市場環境の変化に即したものにしていくことが望ましいことから、「情報管理態勢」としています。</p>
意見 1－6 電気通信事業者と行政当局との間で、今後も対話が継続的に実施されることに賛同。	考え方 1－6
電気通信事業者において通信の秘密に関する法執行に係る指針などの解釈や運用への理解を深める	本最終報告書（案）の賛同のご意見として

<p>観点、また同時に行政当局におかれでは電気通信事業者による新たな技術やサービスの動向をご理解いただきより柔軟かつ機動的な法執行を実現いただく観点から、電気通信事業者と行政当局との間で、今後も対話が継続的に実施されることに賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>承ります。</p>
<p>第2節 市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直し</p>	
<p>意見 1－7 同意取得ルールについて、同意疲れの加速が懸念されることから、その緩和に向けて具体的な検討を進めていく必要がある。</p>	<p>考え方 1－7</p>
<p>通信の秘密に係る情報の取扱いに当たっての同意取得ルールについては、包括的な同意取得を可能にするといった従来ルールの見直しを含め、さらに検討を深める必要であるのではないでしょうか。現状では法令行為や正当業務行為、緊急避難等に該当する場合を除いて、原則として利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を取得しなければならないとされています。一方で今般の国外事業者に対する通信の秘密の保護規定の適用拡大、サービスの多様化や複雑化等に伴い、累次の同意取得が繰り返され、かえって利用者の理解が不十分となる、いわゆる「同意疲れ」の加速が懸念されることから、その緩和に向けて具体的な検討を進めていく必要があるのではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ご意見のとおり、いわゆる「同意疲れ」が課題となっていることから、第1章第2節2.（1）に示したとおり、「有効な同意の取得やその際の説明の在り方について、さらに検討を深めることが必要」と考えます。</p>
<p>意見 1－8 利用者情報の適切な取扱いを確保するため、指針等の統廃合を含めた見直しを行う際は、バランスの取れた整理が必要。また、クッキー等端末情報の取扱いは、個人情報保護法との整合性や規律の適用関係の明確化が必要。</p>	<p>考え方 1－8</p>
<p>利用者情報の適切な取り扱いを確保するため、ガイドライン等の見直しを行う際は、端末情報等（端末IDやクッキー等）の規律の整理について、利用者が安心して通信サービスを利用できるよう利用者情報の適切な取扱いを確保しつつも、事業者による現状の取組みの担保、イノベーションの促進、新たなビジネスの創出に歯止めがかからないよう、バランスの取れた整理が必要と考えます。なお、クッキー等端末情報の取扱いそのものについては、個人情報保護委員会の整理によるものとすべきであり、二重の規律ができることのないように留意すべきと考えます。</p>	<p>第1章第2節2.（2）に示したとおり、「端末情報の適切な取扱いを確保」することは、「利用者の保護及びこれらサービスの利活用の促進の観点から重要な課題」であり、「具体的な規律の在り方については」、「今後引き続き検討を深めることが必要」であり、</p>

<p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>端末情報については個人情報保護法改正の動きを踏まえつつ、プライバシー保護の観点での適切な取扱いの在り方を継続検討していくことが適當と考えます。</p> <p>なお、顧客情報と端末情報を保有する事業者が、クッキー等により収集したウェブ行動履歴と当該顧客情報を照合し、きめ細やかなマイクロマーケティング等の施策を行うことは、ウェブ技術の特性や利用実態を精査したうえで、通信の秘密の侵害に該当しないと整理されることを要望します。</p>	<p>また、「通信の秘密に係る基本理念を維持しつつ、新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適當」と考えており、いただいたご意見については、その際の参考として承ります。</p>
<p>本報告書案の方向性に賛同します。</p> <p>特に、通信の秘密に該当しない位置情報の取扱いに関して、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインでは、登録・届出という行政上の手続きの有無に関わらず、全ての電気通信事業者に対して利用者の同意を得ることを求めていたことに対し、位置情報プライバシーレポートでは、登録・届出を要する電気通信事業者に対してのみ、「個別かつ明確に」利用者の同意を得ることを求めており、国内外の事業者間の公平性確保の観点で課題があることから、早期の改廃・統合を要望します。</p> <p>なお、改廃・統合の検討においては、個人情報保護法等の現行法との整合性、及び指針等策定後の技術の変遷・進化を考慮したうえで、端末情報の取扱いにおいて遵守すべき規律が明確化されることを要望します。</p>	<p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>
<p>今後、通信の秘密に係る情報に該当するか否かにかかわらず、端末情報をはじめ多様な利用者情報の取得・活用ニーズが一段と高まっていくことが想定される中、これまで総務省殿において策定されてきた端末情報の取扱いに関する指針等の改廃・統合を含めて対応することが適當とされています。これに際しては、利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護だけでなく、国内の電気通信サービス及び電気通信事業者における、規律外の事業者に対するイコールフッティングの確保も念頭に置</p>	

<p>いて検討いただくよう、お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	
<p>総務省において策定してきた端末情報に関する指針等の改廃・統合に際して、統廃合を行う場合には、既存の法令や指針以上の規律を新たに課すことにならないよう、留意が必要です。</p> <p>また、新しい時代に相応しい規律の在り方を検討する際には、電気通信事業法における通信の秘密の保護の規律と、個人情報保護法の規律の適用関係を明確化することが必要であり、かつ、利用者利益の保護とイノベーションの促進のバランスに配慮して、規律の在り方を検討することが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>意見 1－9 OTT サービスにより記録される利用者のアクセス履歴に係る問題は、個人情報法護法で対処すべきもの。また、通信の秘密の保護法益・保護利益は、電気通信に対する社会的信頼の確保として捉えるべきであり、具体的な問題事例として、通信の最適化として画像ファイルを不可逆圧縮する目的で TCP ペイロードを改ざんする行為を想定。「新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適當」との記載は、「(2) 端末情報の取扱い」から外に出すべき。</p>	<p>考え方 1－9</p>
<p>我々（情報法制研究所個人情報保護法研究タスクフォース）は、2018 年 10 月に貴研究会が意見募集した「プラットフォームサービスに関する研究会アジェンダ案」に対し、2 つの意見を提出した。第 1 の意見は、OTT サービスにより記録される利用者のアクセス履歴に係る問題は、個人情報保護法で対処すべきものであって、通信の端点で得られるに過ぎない履歴を「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密」に当たるものとして拡大解釈することは避けるべきとするものであり、第 2 の意見は、通信の秘密の保護法益・保護利益を、単なる利用者のプライバシー保護としてのみ捉えるのではなく、コモンキャリアたる電気通信について通信路上で恣意的に干渉・介入されないことが保障される意味で、電気通信に対する社会的信頼の確保として捉えるべきであるとするものであった。</p>	<p>第 1 のご意見については、第 1 章第 2 節 2. (2) に示したとおり、「端末情報の適切な取扱いを確保」することは、「利用者の保護及びこれらサービスの利活用の促進の観点から重要な課題」であり、「具体的な規律の在り方」については、「引き続き検討を深めることが必要」であり、また、「通信の秘密に係る基本理念を維持しつつ、新しい時代</p>

今回の貴研究会の意見募集対象である最終報告書案は、その第1の意見については、「引き続き検討を深めることが必要」な課題として具体的な検討を先送りしており、拙速に結論を急がなかった点を評価する。しかしながら、第2の意見については、何ら反映されていないようである。そこで、この2つの意見について、以下に若干の補足を加えて、繰り返し申し述べる。

第1の点について。最終報告書案「(2) 端末情報の取扱い」(12頁)は、我が国の個人情報保護法制が未だこの種のデータを個人データに該当するものとして規律の対象としてはいないことから、通信の秘密法理によって対処することを急ごうとしているものと推察する。しかし、法の趣旨が異なる以上は対処し切れないこととなるのは明白であり、個人情報保護法制によるこの種のデータの規律が必要になるといった誤解を与えるような規制は控えるべきある。

第2の点について。我々の意見「通信路上で恣意的に干渉・介入されないことの保障」「電気通信に対する社会的信頼の確保として捉えるべき」は、具体的な問題事例として、一つには「通信の最適化」と称して現に行われている画像ファイルを不可逆圧縮する目的でTCPペイロードを改ざんする行為を想定している。最終報告書案12頁には、「新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適當」との記載があり、これが我々のこの意見を踏まえているように見えなくもないが、記載場所が「(2) 端末情報の取扱い」の中にあることから、構成上「通信路上での干渉・介入」は含まれていない。この文は、「(2) 端末情報の取扱い」から外に出して「2. 今後の検討の具体的な方向性」の直下に置くか、「(3) その他の検討課題」を設けてそこに記載してはどうか。

【一般財団法人情報法制研究所】

に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適當」と考えます。

第2のご意見のうち、通信の最適化については、通信の秘密の侵害との関係性も含め、ネットワーク中立性に関する研究会において検討しているため、当該個別の問題事例に関しては本研究会の対象外と考えますが、ご指摘の最終報告書(案)の記載は、端末情報の取扱いに限らない趣旨を記載しているものであり、その点を明確にするため、「2. 今後の検討の具体的な方向性」に係る記載となるよう体裁を修正させていただきます。

その他

意見1-10 DFFTを担保する仕組みについて、横断的な政府の制度整備の検討が早期に実施されることを期待。

考え方1-10

<p>急激な環境変化に迅速に対応するため、可能なものから順次取組むことは適切ですが、一方で各論でのパッチ的対応では、作業重複や将来の保全内容に矛盾が生じるなどの可能性も想定されます。</p> <p>DFFT を担保する仕組みは、横断的な制度整備で実現されると思料します。政府の制度整備の検討が早急に実施されることを期待します。</p>	<p>「おわりに」に示したとおり、「今後ともプラットフォームサービスを巡る市場動向が電気通信分野に及ぼす影響や環境変化、さらには国際動向を注視するとともに、必要に応じて、政策対応の在り方について不断の見直しを行い、利用者が安心・信頼してプラットフォームサービス及び電気通信サービスを利用できるよう努めていくことが適當」としていることから、いただいたご意見については、その際の参考として承ります。</p>
<p>急激な環境変化に迅速に対応するためにも可能なものから順次取組むことは適切ではありますが、各論でのパッチ的対応では、作業が重複したり、将来の保全内容に矛盾が生じたりする可能性があります。</p> <p>DFFT を担保する仕組みは、横断的な制度整備により対応できるものと考えます。早急に政府として制度整備の検討に取組むことを期待します。</p>	<p>【株式会社帝国データバンク】</p>
<p>急激な環境変化に迅速に対応するため、可能なものから順次取組むことは適切ですが、一方で各論でのパッチ的対応では、作業重複や将来の保全内容に矛盾が生じるなどの可能性も想定されます。</p> <p>DFFT を担保する仕組みは、横断的な制度整備で実現されると思料します。政府の制度整備の検討が早急に実施されることを期待します。</p>	<p>【トラストサービス推進フォーラム】</p>
<p>ICT の進展でデジタル化が爆発的に進む社会において、DFFT の確保は、ここに記載の通り、グローバル化・ボーダーレス化の拡大が見込まれる中、総務省単独で対応できる内容ではないと考えます。新しいデジタル技術を享受して豊かな社会を創造するには、国家政府として横断的に、国民の安全・安心を確保する DFFT を実現する仕組みの整備に早急に取り組むべきであります。</p>	<p>【電子認証局会議】</p>
<p>意見 1-11 プラットフォームの定義について、関連する技術の進歩が急速であることから長期に適用可能な完全な定義を記述することは不可能であるため、典型的な具体例をあげることで惹起される不確実性を最小化することを期待。</p>	<p>考え方 1-11</p>

<p>本最終報告書において最も重要な概念である「プラットフォーム」の定義がされていないことは、対象となることが予想される事業者側に大きな不確実性をもたらしその活動を過度に制限する可能性があります。実際、プラットフォームについては分野によって全く異なる用法で用いられることが通常です。関連する技術進歩が急速であることを考慮すれば、長期にわたって適用可能な完全な定義を記述することは实际上不可能であり、最終的にはケースバイケースの判断を行わなければならないとしても、典型的な具体例をあげることで、惹起される不確実性を最小化することは期待できます。例えば、「取引費用の最小化を主目的とした機能の第三者への提供」、もしくは、「認証・承認・課金/決済という基本機能の第三者への提供」が本報告書でいうプラットフォームレイヤの基本機能であることを明記してはどうでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第1章第1節2.（1）に示したとおり、「国外事業者が、我が国の利用者を対象としてウェブメールやインスタント・メッセンジャーなど電気通信役務に相当する役務を提供する場合、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護に係る規律が及ぶよう所要の措置」を講じ、（3）に示したとおり、「業務改善命令を国外事業者に確實に執行する観点から、国外事業者に対して電気通信事業の参入規律（登録又は届出）を及ぼすことが適当としています。このため、「プラットフォーム」を定義せずとも、電気通信事業法に規定する電気通信事業に該当すれば足りると考えます。</p>
<p>意見1－12　国外事業者に電気通信事業法が及ばないという解釈であれば、行政指導についても法的効力がないとなるため、電気通信事業法についての解釈の修正を求める。</p>	<p>考え方1－12</p>
<p>国外事業者に電気通信事業法が及ばないという解釈であるのであれば、総務省の行政指導についても法的効力が無いとなるであろう。</p> <p>私的に文句を言っているのと変わりない。（それが分からない（あるいは伝えられない）東京大学法学部教授は見たくなかったが、しかし「行政処分（業務改善命令）」という名称の単なる「お願いの意思表示」以外の何なのであろうか。）</p> <p>普通に、EUの個人情報保護施策と同様に、他国事業者にも影響を及ぼすものという解釈とした方が良いと考えるのであるが、どうか。</p> <p>徒に業務改善命令を行い、それが無視される事態などの想起をするのであるが、マヌケな日本政</p>	<p>第1章第1節2.（1）に示したとおり、「我が国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく通信の秘密の保護に係る規律を及ぼすことにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようにすることが適当」であり、国外事業者が、我が国の利用者を対象として電気通</p>

<p>府、というレッテルを国際的に行われないように、そもそも電気通信事業法についての解釈の修正を行う事を求める。</p> <p>(なお、もちろんあるが、電気通信事業法 164 条 1 項の様な大きな穴についてもどうしていくか考えられたい。)</p>	<p>信役務に相当する役務を提供する場合、「電気通信事業法に定める通信の秘密の保護に係る規律が及ぶよう所要の措置を講ずることが適当」としています。</p>
<p>刑事に先立ち民事が存在するのが通常であると思われるが、例えば電気通信事業者としての登録・届出については民事による対応（行政処分、ではなく、法の適用対象となるものである事の、通告）が行われれば、よいのではないかと考える。そうすれば、他国でも罪となるような本的な犯罪事態に該当するようなもの以外については、他国事業者へのだまし討ち的な処罰手続きは行われないとなるはずと思われるのであるが。</p> <p>なお、刑事での取扱いについては、法律中に特段の記述が無いが（議論を始めるのであれば、まずここからなのではなかろうか、と思われる所以である）、管轄権として、被害者が国内にいる・犯罪事態が国内にある、というのであれば、日本の裁判所が扱えるものとなるはずであるが、違うのか。</p> <p>何が適当でないのかよく分からないのであるが（適応を行えばよいのではないか？）、問題について分類して、法が外国事業者にも適用される事を基本の扱いとして再検討を行っていただきたい。</p>	<p>【個人】</p>
<p>意見 1-13 行政機関に対しても指導を行えるようにすべき。</p> <p>NISC の職分とも被るのであるが、行政機関に対しても指導を行えるようにしていただきたい。行政機関がセキュリティについて問題ある状況を発生させているのはよくある事であるが、自らのセキュリティについてなってない国から指導を行われるのも気分的に複雑になるものであるし、またそもそも国のセキュリティについては高度であるべきであるので、その様な手続きを設けるべきであると考える。</p> <p>機動力のある、国機関のセキュリティ問題への指導機関の存在の必要性がある事については、国として認識されたい。</p>	<p>考え方 1-13</p> <p>いただいたご意見は、本研究会における検討の対象外と考えます。</p>

【個人】	
意見 1－14 プラットフォーム業者が、情報を操る社会になりそうな社会になる前に対応をしてくれたことに感謝。 見知らぬプラットフォーム業者が、情報を操る社会になりそうな中、その社会になる前に対応をしてくれたことに感謝します。	考え方 1－14 本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。
【個人】	
意見 1－15 CDN 事業者によるクラウド利用についての注意喚起がない。その様な事態を発生させる省庁についての注意と制止が記述として行われるのが望ましい。	考え方 1－15
相変わらず、CDN 事業者等によるクラウドの利用についての注意喚起が見当たらない。 財務省・国税庁・金融庁などは、自らへの意見提出や相談について、（アメリカならまだしも）香港やシンガポールにサーバホストが存在している様な、CDN 事業者によるクラウドサービスによるサーバへの意見提出を行わせているのであるが、そこでの、他国への回線を運用する事業者（日本においてはソフトバンク系がかなり含まれている。）や、他国における事業者、当該地における法令適用については、あまり信用できたものではなく、更に言うと日本の行政・司法によるコントロールが及ばない部分があるので、政府の何らかの機関が叱責を行うべきであると考えるのであるが、その様な事態を発生させる省庁（国内の一般事業者もであるが）についての注意と制止が記述として行われるのが望ましいのではないかと考える。（もちろん、単にあまりセキュリティ的に重要でないコンテンツの配信を行うだけというのであれば、あまりその様な司法や国際関係についても考慮したセキュリティについては意識しなくともよいのではあるが。）	いただいたご意見は、本研究会における検討の対象外と考えます。
【個人】	
意見 1－16 サイバーセキュリティー対策が重要な構造と考える。	考え方 1－16 いただいたご意見は、本研究会における検討の対象外と考えます。

される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格（エレクトロリカルウェーブスペック）」及び「通信規格（トランスマッショングループ）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「通信衛星回線（サテライトシステム）」における「トランスポンダー（中継器）」から成る「ファンクションオード（チャンネルコード及びソースコード）」のポート通信での「DFS（ダイナミックフレカンシーセレクション）」の構造。（イ）「電話回線（テレコミュニケーション）」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー（セッションイニテーションプロトコル）」の構造。（ウ）「インターネット回線（ブロードバンド）」における ISP サーバーから成る「DNS サーバー（ドメインネイムシステム）」の構造。（エ）「テレビ回線（ブロードキャスト）」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式（システムスペック）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「3G（第3世代）」における「GPS（グローバルポジショニングシステム）」から成る「3GPP 方式（GSM 方式及び W-CDMA 方式）」の構造。（イ）「4G（第4世代）」における「LTE 方式（ロングタームエボリューション）」から成る「Wi-Fi（ワイヤレスローカルエリアネットワーキング）」の構造。（ウ）「5G（第5世代）」での「NR（New Radio）」における「MCA 方式（マルチチャンネルアクセス）」から成る「DFS（ダイナミックフレカンシーセレクション）」の構造。具体的には、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ（BD）」から成る「データベース（DB）」の導入により、IT ネットワークの構造。例えばですが、ファイアーウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側（プロバイダー側） ←ルーター↔ファイアーウォール↔スイッチャー→エッジ側（ユーザー側）」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。（イ）エッジコンピューティングでは、Web 上における「URL（ユニフォームリソースロケーター）」での「HTML（ハイパーテキストマークアップランゲージ）」から成る「API（アプリケーションプログラミングインターフェース）」に導入により、「HTTP 通信（ハイパーテキストトランスファー・プロトコル）」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS（HTTP over SSL/TLS）」の融合により、AI ネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間（情報空間）」及び「フィジカル空間（物理空間）」での「回

線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「サイバー空間（情報空間）」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー（メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー）」から成る「リレーポイント（中継点）」での「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」が主流な構造。（イ）「フィジカル空間（物理空間）」では、「AP（アクセスポイント）」が主流な構造。要約すると、「ボット（機械における自動的に実行する状態）」による「DoS 攻撃」及び「DDoS 攻撃」でのマルウェアにおける「C&C サーバー（コマンド及びコントロール）」では、「LG-WAN（ローカルガーネットワードエリアネットワーク）」を導入した「EC（電子商取引）」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP（ネットワークタイムプロトコル）」の場合では、「検知（ディテクション）⇒分析（アナライズ）⇒対処（リアクションメソッド）」での「サイバーセキュリティー対策」が重要と、私は考えます。

【個人】

第2章 フェイクニュースや偽情報への対応

第1節 フェイクニュースや偽情報への対策の必要性及び目的

（意見なし）

第2節 フェイクニュースや偽情報の現状等

1. 「フェイクニュース」の定義及び分類

意見 2－1 「フェイクニュース」への対策が過剰な表現規制に行き着かないよう、まずは定義や分類を明らかにすべき。また、「偽情報」と「誤情報」について同列に扱うべきではない。

考え方 2－1

プラットフォーム上には、新聞などの伝統的なメディアが発信する情報と、ネットメディアやソーシャルメディアなどの新しいメディアが提供する情報がともに流通し、それらは信頼できる情報から、噂や憶測、デマ、誹謗中傷まで多種多様だ。

最終報告書（案）は「フェイクニュース」について国際的に定まった定義はないとも記述しているが、その対策が過剰な表現規制に行き着かないよう、まずは定義や分類を明らかにすべきだ。

第2章第2節1. に示したとおり、「本報告書の検討対象としては、インターネット上に流通する情報に限定するものの、「フェイクニュース」の多義的な側面を捉えて検討を深める観点から、政治・選挙に係る情報に限

また、「偽情報」と「誤情報」をともに検討対象にしているが、これは同列に扱うべきではない。「偽情報」が事実に基づかず、悪意や意図を持ち故意に流された情報であるのに対し、「誤情報」は単なる誤った情報と定義される。誤情報には取材を尽くして真実相当性を担保してもなお結果的に誤ってしまった情報も含まれるかが明確でない。

【一般社団法人日本新聞協会】

らず、災害、健康・医療情報に係る情報なども広く含めて対象とするほか、「偽情報（disinformation）」（＝何らかの意図性を持つた虚偽の情報）及び「誤情報（misinformation）」（＝単なる誤った情報）を含め、また、ニュースの形式を取らない情報や部分的に不正確・根拠が不明・ミスリードな情報も含めるなど、対象範囲を限定せず検討するものとする」としております。

また、第2章第6節2.に示したとおり、「偽情報への対応の在り方の具体的な検討に際しては、まずは我が国においてどのような情報の流通が問題になっているのか、また、今後問題になり得るのかを明らかにする必要がある。この点、我が国において対処すべき偽情報の類型や性質、偽情報の流通状況、偽情報により引き起こされる可能性のある問題などについて、行政及び研究者等が協力して、その実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことが必要である」と考えており、いただいたご意見については、その際の参考として承ります。

意見2－2 「フェイクニュース」の定義については、「虚偽情報」とすべき。

考え方2－2

虚偽情報、でコンセンサス形成を行ってよいと考える。

第2章第2節1.に示したとおり、「本報

「統一的な考え方ではない」などといって言葉遊びの時間を長引かせないでいただきたい。

【個人】

告書の検討対象としては、インターネット上に流通する情報に限定するものの、「フェイクニュース」の多義的な側面を捉えて検討を深める観点から、政治・選挙に係る情報に限らず、災害、健康・医療情報に係る情報なども広く含めて対象とするほか、「偽情報 (disinformation)」(=何らかの意図性を持った虚偽の情報) 及び 「誤情報 (misinformation)」(=単なる誤った情報) を含め、また、ニュースの形式を取らない情報や部分的に不正確・根拠が不明・ミスリードな情報も含めるなど、対象範囲を限定せずに検討するものとする」としております。

また、第2章第6節2.に示したとおり、「偽情報への対応の在り方の具体的な検討に際しては、まずは我が国においてどのような情報の流通が問題になっているのか、また、今後問題になり得るのかを明らかにする必要がある。この点、我が国において対処すべき偽情報の類型や性質、偽情報の流通状況、偽情報により引き起こされる可能性のある問題などについて、行政及び研究者等が協力して、その実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことが必要である」

	と考えております。
2. フェイクニュースや偽情報の具体的な事例	
(意見なし)	
第3節 諸外国におけるフェイクニュースや偽情報への対応状況	
(意見なし)	
第4節 諸外国における関係者の取組状況	
(意見なし)	
第5節 我が国における関係者の取組状況	
(意見なし)	
第6節 我が国におけるフェイクニュースや偽情報への対応の在り方	
1. 自主的スキームの尊重	
意見 2-3 政府による規制ではなく、まずはプラットフォーム事業者をはじめとする民間部門の取組を尊重することについて賛同。	考え方 2-3
表現の自由への委縮効果への懸念等を考慮し、政府による規制ではなく、まずはプラットフォーム事業者を始めとする民間部門の取組を尊重する事について賛成する。 【LINE 株式会社】	本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。
当協会は 2019 年 10 月 31 日、「巨大プラットフォームに対する見解」を公表し、プラットフォーム上におけるフェイクニュースの拡散は、インターネット空間の言論の信頼性を毀損しそんし、民主主義社会の分断をもたらすと指摘した。 おびただしい量の情報があふれる現代において、民主主義の主役である国民が正しい判断を下すには、正確で信頼のできる情報が欠かせない。人々が共有する必要のある、日常生活や社会参加のために不可欠なニュースの多くは、報道機関の記者や編集者による事実の発掘や確認という膨大な労力によって提供されている。	

このように情報発信者がそれぞれの責務を果たすのは当然として、フェイクニュースの生成・拡散についてはプラットフォームの存在に起因する部分が大きい。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などのプラットフォーム上では一般の利用者でも容易に発信や拡散が可能であり、時として悪意なくフェイクニュースの生成・拡散に関与してしまうこともある。

情報発信者側の対策だけでは十分とは言えず、プラットフォーム事業者に対して自主的な対策を講じるよう求めることが重要だ。プラットフォーム事業者はその責任を自覚し、問題の解決に向けて主体的に取り組む必要がある。

その一方、政府による安易な規制は表現の自由を侵害するおそれがあり、当協会はこれに反対する。

最後に、ネットメディアやソーシャルメディアなどの新しいメディアの登場は、情報の流通と信頼性の確保に新たな課題を突き付けており、今回の最終報告書は課題解決の処方せんになることが期待される。当協会はステークホルダーの一員としてその責任を果たすため、今後も確かな取材に基づく正確で公正な記事と責任ある論評を通じ、デジタル空間の情報流通と言論の信頼性確保に貢献していく。

【一般社団法人日本新聞協会】

対応の在り方について、表現の自由が萎縮することへの懸念、偽情報の該当性判断の困難性、諸外国における法的規制の運用における懸念等を踏まえて、まずは民間部門における自主的な取り組みを基本とした対策を進めるとした方向性は適切と考える。

プラットフォーム事業者による情報の削除等の対応など、個別のコンテンツの内容判断に関わるものについては、表現の自由の確保などの観点から、政府の介入は極めて慎重であるべきだとしたことも妥当である。

他方、民間部門の自主的な取り組みを尊重するとしつつも、それが達成されない場合や偽情報の拡散等の問題に効果がない場合に、政府がプラットフォーム事業者に対し、行動規範の策定や対応状況の報告・公表など、一定の関与も検討するとした点については、これが表現の自由の萎縮につながら

ないよう、慎重な対応を求める。

【一般社団法人日本新聞協会】

プラットフォームサービスは利用者に多くの利便をもたらし、イノベーションの基盤としての役割を担うとともに、経済活動や国民生活などの社会基盤や情報流通の基盤ともなっている。

一方で、会員制交流サイト（SNS）をはじめとするサービスなどにおいて、偽情報への対応など様々な課題や懸念への具体的な対応が急務となっているが、国民の知る権利への奉仕の観点から、インターネット上においても、表現の自由と情報流通が最大限に確保される必要がある。

その点、最終報告書（案）が、諸外国におけるフェイクニュースや偽情報への対応例を引きながら、「我が国における偽情報の在り方の基本的な方向性としては、まずはプラットフォーム事業者による自主的な取組を基本とした対策を進めていくことが適当」と事業者に自主規制を促し、政府の関与に関しては「個別のコンテンツの内容判断にかかわるものについては、表現の自由の確保などの観点から、政府の介入は極めて慎重であるべき」としたことは、表現の自由を萎縮させる懸念、実効性の欠如や恣意的運用への懸念などの視点からも、「今後の具体的な検討の方向性」として適切である。

民放事業者は、社会における情報流通の基盤として公共的な役割を果たすことを一貫して第一義とし、情報の発信にあたっては真実性の担保、プライバシーの保護、公益性の実現に尽くしてきた。今後もこうした姿勢を堅持し、情報通信分野においても、安心、安全な情報の流通の担い手として、利用者の信頼に応えていく。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

意見2－4 仮に民間による自主的スキームが達成されない場合には行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うとした点について、表現の自由の萎縮につながらないよう、慎重な対応を求める。

対応の在り方について、表現の自由が萎縮することへの懸念、偽情報の該当性判断の困難性、諸外国における法的規制の運用における懸念等を踏まえて、まずは民間部門における自主的な取り組みを

考え方2－4

いただいたご意見については、参考として承ります。

<p>基本とした対策を進めるとした方向性は適切と考える。</p> <p>プラットフォーム事業者による情報の削除等の対応など、個別のコンテンツの内容判断に関わるものについては、表現の自由の確保などの観点から、政府の介入は極めて慎重であるべきだとしたことも妥当である。</p> <p>他方、民間部門の自主的な取り組みを尊重するとしつつも、それが達成されない場合や偽情報の拡散等の問題に効果がない場合に、政府がプラットフォーム事業者に対し、行動規範の策定や対応状況の報告・公表など、一定の関与も検討するとした点については、これが表現の自由の萎縮につながらないよう、慎重な対応を求める。(再掲)</p>	
<p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会】</p> <p>意見 2－5 「民間部門における関係者による自主的な取組」や「リテラシー教育」などの取組は消極的であり、SNSに関して一定の規制を行うべき。</p> <p>「民間部門における関係者による自主的な取組」や「リテラシー教育」など取組が消極的過ぎる。SNSに関して規制すべきものがある。例えば、組織の公式アカウントがあるにも関わらず、組織の職員が実名、組織名、職名などを明らかにした個人のアカウントで個人的意見を発信している。組織の公式見解とは矛盾する意見もある。特に国立大学など公的機関に関して、この種の個人アカウントの開設を規制すべきではないのか。また、雇用契約に明記されているであろう勤務時間内に公務員がSNSを利用することを禁じるべきではないのか。これは表現の自由云々の問題ではなく、ただの雇用契約違反である。</p>	<p>考え方 2－5</p> <p>第2章第6節1.に示したとおり、「我が国における偽情報への対応の在り方の基本的な方向性としては、まずはプラットフォーム事業者を始めとする民間部門における関係者による自主的な取組を基本とした対策を進めていくことが適当」と考えております。</p> <p>なお、「例えば～」以下のご意見については、本研究会における検討の対象外と考えます。</p>
<p>意見 2－6 偽情報への規制については、刑法の業務妨害罪や名誉毀損罪、侮辱罪を用い、また、他に法律を定める等、刑事面からの処罰を行うのが適切。</p>	<p>考え方 2－6</p>
<p>規制については、刑法の業務妨害罪や名誉毀損罪、侮辱罪を用い、また他に治安関係の法律（条例）</p>	<p>偽情報が現行の刑法における業務妨害罪</p>

でなく、法律である事が望ましいと考える。) を定める等して、刑事面からの処罰を行うのが適切であると考える。

なお、適切な情報であるのに、規制が行われているという事態が散見されるようであるが、その様な場合についても、賠償や罰則の定めを行うべきであると考える。(なお、もしそこで(刑事における)犯罪性が無ければ、処罰は起きないはずである。)

なお、強制的な言論削除ではなく、対話による修正の求めが第一義的に行われるべきであると考える。

それは日本国憲法及び電気通信事業法のあり方から当然のものであると思われるのであるが、インターネット上には随分と組織的に特定の対象の意見だけを無害なものが多数であったとしても削除に削除を行う様な現象が存在する様子であるので、事業者へは、対応としてその様な事については行わないよう努めるよう伝え、またやはり言論の不適切な削除については賠償や罰則の規定を設けるべきであると考える(賠償については民法でなく特別法又はその配下の法令や通知での定めが行われるべきであると考える。)(フェイクニュースについても、適切な言論のヒョウについても、刑事(=司法)で扱いうる対象となれば、自ずから社会での言論状況は律されていくものと考える。)

【個人】

等に該当する場合には、それらの規律による処罰が行われることについてはご指摘のとおりであると考えております。

他方、新たな規律を設けることについては、第2章第6節4.(1)に示したとおり、「偽情報への対応として、偽情報の生成・拡散を直接的に防ぐ観点から、問題となる様々な種類の情報やアカウント(ボットアカウント)の削除等を行うことが考えられるが、これらの対応については、各プラットフォームサービスの性質や考え方へ応じたポリシーに沿って、プラットフォーム事業者が自律的に判断して対処することが期待される。この点、これらの個別のコンテンツの内容判断に関わる対応については、表現の自由の確保の重要性に鑑み、過剰な削除などの問題が生じないようにする観点から、政府の介入は極めて慎重であるべき」と考えております。

2. 我が国における実態の把握

意見2-7 偽情報に対して、まずは我が国における実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことが必要とした点に賛同。

我が国におけるフェイクニュースについては、現状課題整理等が不十分であると考えられることから、その実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことについて賛成する。

考え方2-7

本最終報告書(案)の賛同のご意見として承ります。

【LINE株式会社】

<p>偽情報に対しては、まずは日本でどのような情報の流通が問題になっているのか実態を把握し、これを踏まえて段階的に具体的な対応を検討することが適切と考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会】</p>	
<h3>3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築</h3>	
<p>意見2－8 インターネット上のメディア全体の信頼性を確保していくため、伝統的なメディア・ネットメディア・国内外の主要なプラットフォーム事業者等でフォーラムの場を持つことに賛同。政府の役割を協力関係の構築支援に限定したことも適切。</p>	<p>考え方2－8</p>
<p>インターネット上のメディア全体の信頼性を確保していくため、多様なステークホルダーによる協力関係の一環として、伝統的なメディア・ネットメディア・国内外の主要なプラットフォーム事業者等でフォーラムの場を持つことは歓迎したい。政府の役割について、協力関係の構築を支援するコーディネーター的なものに限定したことも適切と考える。</p>	<p>本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会】</p>	
<h3>4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保</h3>	
<p>意見2－9 偽情報への対応に関してプラットフォーム事業者に主体的・自律的な取り組みを求めるとともに、透明性を確保しアカウンタビリティを果たすことが望ましいとした点に賛同。</p>	<p>考え方2－9</p>
<p>偽情報への対応でプラットフォーム事業者に主体的・自律的な取り組みを求めるとともに、透明性を確保し説明責任を果たすことが望ましいとした点は適切であり、そのうえで、具体的に①サービスの考え方や具体的なポリシーの公開②実際の取り組みの効果および分析の公開③苦情受付態勢や苦情処理プロセスの適切な運用——などを列挙したことも妥当と考える。</p>	<p>本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>さらに、日本国内の個別事情に沿った対応を重視し、①日本語で日本の利用者にわかりやすい形での情報公開②透明性レポートはグローバルな件数だけでなく国内の対応件数も公開③日本語による苦情受付態勢や苦情処理プロセスの整備、および裁判手続きを含めた国内での迅速な救済メカニズムの確</p>	

保——等が望ましいとした点にも賛同する。

特に苦情処理プロセスについては、偽情報だけでなく、蔓延（まんえん）する著作物の無断利用についても、しっかりとした対策を求める。正確で信頼できる情報を阻害する意味では、どちらも同じように有害であり、速やかに苦情を受け付け、対処する態勢が不可欠だと考える。

AI 技術やアルゴリズムの活用により情報の削除等の対応を行う場合は、アルゴリズムに関する透明性を確保したり、説明責任を果たしたりすることが望ましいとした点も重要な視点だ。

SNS などのプラットフォームサービスとは別に、ニュース配信サービスを行うプラットフォーム事業者に対して、ニュースや情報の選別・編集は各サイト開設者に責任があり、配信に関する透明性の確保や説明責任を求めた点も評価する。

プラットフォーム事業者には、偽情報への対応に限らず、公正な競争の分野でもアルゴリズムを含めた透明性・公正性の確保や、問い合わせ・苦情等について、責任ある対応が求められている。

政府が今年の通常国会に提出を目指す「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案」（仮称）の検討過程では、デジタル広告市場で同様の問題が指摘されており、プラットフォーム事業者はこれらを真摯（しんし）に受け止め、透明性・公正性の確保と説明責任を果たすべきだ。

【一般社団法人日本新聞協会】

意見 2－10 プラットフォーム事業者の責任に比重が置かれ過ぎてバランスを欠いている。
　　プラットフォーム事業者に対しては透明性を求めるにとどめ、文中からアカウントアビリティに係る対応を削除すべき。

文中のアカウントアビリティが、AI 利用ガイドラインにある意味と同じく「判断の結果についてその判断により影響を受ける者の理解を得るために、責任者を明確にした上で、判断に関する正当な意味・理由の説明、必要に応じた賠償・補償等の措置がとれること。」であるならば、P35「2. 我が国における実態の把握」で述べられているように実態の把握が十分になされていない状況と、P42「ファクトチェックの推進」にてファクトチェック団体とプラットフォーム事業者の連携を望むとした点を踏まえて、プラットフォーム事業者の責任に比重が置かれ過ぎてバランスを欠いていると思われる。

--

考え方 2－10

本最終報告書（案）は「アカウントアビリティ」について定義を置いておらず、必ずしも「AI 利用ガイドライン」における定義と同様であるとは定めていませんが、第2章第6節4.（2）に示したとおり、「利用者の表現の自由を確保する観点から、プラットフォ

プラットフォーム事業者に対しては透明性を求めるにとどめ、文中からアカウントアビリティを削除するのが適当では無いか。

【LINE 株式会社】

ーム事業者によって過剰な削除や不当なアカウント停止等の行き過ぎた対応が行われていないかという点についても明らかにされることが望ましい」「プラットフォームサービスの提供に当たって、いわばプラットフォーム事業者によるガバナンスが適切に機能しているか否かについて、利用者や社会全体が把握することができるようになることが重要」といった観点から、プラットフォーム事業者が自らの取組の透明性のみならずアカウントアビリティを確保する方策について積極的に取り組むことが適当であると考えており、原案のとおりとすることが適当と考えます。

なお、「プラットフォーム事業者の責任に比重が置かれ過ぎてバランスを欠いていると思われる」というご指摘に関しては、ファクトチェック団体との連携も含めたプラットフォーム事業者に期待される取組については、第2章第6節2.において「偽情報への対応の在り方の具体的な検討に際しては、まずは我が国においてどのような情報の流通が問題になっているのか、また、今後問題になり得るのかを明らかにする必要がある。

	<p>この点、我が国において対処すべき偽情報の類型や性質、偽情報の流通状況、偽情報により引き起こされる可能性のある問題などについて、行政及び研究者等が協力して、その実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことが必要」としているように、今後、我が国における偽情報の流通実態に応じた取組が行われることが期待されることから、ご指摘の点は当たらないと考えます。</p>
意見 2－11 プラットフォーム事業者の行動に対して説明責任を求める機関と、問題がある行動を把握する機関の設置に期待。	考え方 2－11
<p>事実に対して、異なる見方より表現が異なるが、この差異が大きく、過度な表現となるとフェイクとなる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェイクかどうかの確認をどうするか、 ・その機関（ファクトチェック機関）が正しいかどうかをどう確認するか、 ・確認した結果の削除が正しかったのかどうかを誰が判定するのか <p>など難しい問題である。</p> <p>PF 業者が意見を削除する場合がある。</p> <p>PF 業者の運営側内に政治的な団体や思想が入ったり、特定の政党の影響を受ける場合、その行動は一定の方向の言論を統制する可能性がある。</p> <p>SNS や、他のメディアでは、自主的取り組みによって正しい姿になることを期待するものの、自主的取り組みでは解決しない場合が想定される。</p>	<p>第2章第6節4.（2）に示したとおり、「プラットフォーム事業者が自主的に取組を実施し、それらの取組に関する透明性及びアカウンタビリティの確保を図るとともに、プラットフォーム事業者自身による対応状況等の公開・説明やフォーラムの開催等を通じて、国民（利用者）やメディア等に対して取組の効果や課題などが明らかになることで社会全体としてのモニタリング機能が果たされ、それらの反応を踏まえてプラットフォーム事業者による更なる取組が進められていく、というサイクルが回っていくことが</p>

<p>この対策としては、PF事業者の行動に対しての説明責任を求める機関（指導する立場）の存在と、問題がある行動をあぶり出す機関（例：消費者保護の観点から目安箱的な投書を受け付ける機関）が期待される。</p> <p>（放送の場合には、放送法の縛りがあるが、法規制が伴なわない性善説の自主的行動では監視できない危惧があるため上記意見をさせていただきました。）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>期待される」、「政府は、こうしたプラットフォーム事業者による透明性やアカウンタビリティの確保方策の状況について、フォーラム等の場を通じて隨時適切に把握することが適当であり、仮にこれらの自主的スキームが達成されない場合、あるいは将来的に偽情報の拡散等の問題に対して効果がないと認められる場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関して、プラットフォーム事業者に対する行動規範の策定や対応状況の報告・公表など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当」と考えています。</p>
--	---

<p>5. 利用者情報を活用した情報配信への対応</p> <p>（意見なし）</p>	
<p>6. ファクトチェックの推進</p>	
<p>意見2－12 政府がファクトチェック機関の活動コストを負担することには反対。</p>	<p>考え方2－12</p>
<p>私たち報道機関は、多角的に取材を尽くし社内に何重ものチェック体制を設け、いわば自社内にファクトチェックする体制を構築して日々の報道にあたっている。プラットフォーム上においても、情報発信者による主体的な取り組みを増やすことで、質の高い、信頼のできる情報の流通が進むことが望ましい。</p> <p>一方、最終報告書（案）は諸外国におけるファクトチェックの取り組みを紹介し、多様な民間主体による多元的なファクトチェックの実践により、一般利用者が発信・拡散した真偽不明の情報や、情報源・出所が不明なニュースなどの偽情報の自然淘汰を目指すことが日本においても有用とした。</p>	<p>第2章第6節6.に示したとおり、「ファクトチェックの活性化のための環境整備や、ファクトチェック活動への支援を実施する際には、ファクトチェック機関には政府やプラットフォーム事業者からの一定の独立性・第三者性が求められることから、その活動コストを、どの主体がどのようなファクトチ</p>

<p>しかしながら、最終報告書（案）が併記するように、現在、日本には持続可能なファクトチェックの事業モデルは存在せず、担い手も不足している。こうした状況で、海外の事例を性急に日本に持ち込めば混乱しかねず、活動コストをどの主体が負担するのかについても議論が定まっていない。当協会は独立性や中立性を担保し、表現の自由を守る観点から、政府が活動コストを負担することには反対する。</p>	<p>「ファクトチェック機関の活動に対して負担のが望ましいのか、また、資金提供者とファクトチェック活動の独立性確保の仕組みなどについて議論を継続することが適当」と考えており、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
--	--

7. ICTリテラシー向上の推進	
<p>意見 2－13 ICTリテラシー向上の推進が重要とした点に賛同。</p> <p>ICTリテラシーの重要性に言及し、その向上が重要であると指摘した点について賛成する。学習環境の整っている青少年への教育が効率的ではあるが、成人への教育の機会確保についても言及がある点について賛成する。</p>	<p>考え方 2－13</p> <p>本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>日本人はメディア（活字になったもの）を信用する割合が高いと言われている。 読書を通して知識を得る意味では良い点もあるが、偽情報に対しては問題がある。 この対策としては、事実と意見・コメント・推定を見分ける目を養うこと、一つの物事をどちらの立場でみるとかで表現が異なること、更に放送法があるメディアでも、各メディアにより意見が異なること、これら異なるメディアが異なる意見をもち、議論する中良い意見が生まれること、などメディアリテラシーの育成をすることが重要であると考えます。 つまりICTとともにメディアリテラシーの向上が重要と考えます。</p>	<p>【個人】</p>

9. 情報発信者側における信頼性確保方策の検討	
<p>意見 2－14 情報発信者側における信頼性確保が重要。</p> <p>当協会は2019年10月31日、「巨大プラットフォームに対する見解」を公表し、プラットフォーム上におけるフェイクニュースの拡散は、インターネット空間の言論の信頼性を毀損しそんし、民主主</p>	<p>考え方 2－14</p> <p>本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

義社会の分断をもたらすと指摘した。

おびただしい量の情報があふれる現代において、民主主義の主役である国民が正しい判断を下すには、正確で信頼のできる情報が欠かせない。人々が共有する必要のある、日常生活や社会参加のために不可欠なニュースの多くは、報道機関の記者や編集者による事実の発掘や確認という膨大な労力によって提供されている。

このように情報発信者がそれぞれの責務を果たすのは当然として、フェイクニュースの生成・拡散についてはプラットフォームの存在に起因する部分が大きい。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などのプラットフォーム上では一般の利用者でも容易に発信や拡散が可能であり、時として悪意なくフェイクニュースの生成・拡散に関与してしまうこともある。

情報発信者側の対策だけでは十分とは言えず、プラットフォーム事業者に対して自主的な対策を講じるよう求めることが重要だ。プラットフォーム事業者はその責任を自覚し、問題の解決に向けて主体的に取り組む必要がある。

その一方、政府による安易な規制は表現の自由を侵害するおそれがあり、当協会はこれに反対する。

最後に、ネットメディアやソーシャルメディアなどの新しいメディアの登場は、情報の流通と信頼性の確保に新たな課題を突き付けており、今回の最終報告書は課題解決の処方せんになることが期待される。当協会はステークホルダーの一員としてその責任を果たすため、今後も確かな取材に基づく正確で公正な記事と責任ある論評を通じ、デジタル空間の情報流通と言論の信頼性確保に貢献していく。（再掲）

【一般社団法人日本新聞協会】

民放事業者は、社会における情報流通の基盤として公共的な役割を果たすことを一貫して第一義とし、情報の発信にあたっては真実性の担保、プライバシーの保護、公益性の実現に尽くしてきた。今後もこうした姿勢を堅持し、情報通信分野においても、安心、安全な情報の流通の担い手として、利用者の信頼に応えていく。（再掲）

<p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>意見 2－15 メディア全体の信頼性確保の在り方に関して、新聞や放送などの伝統的なメディアの取り組みやノウハウを参考にして、これをネットメディアにも広げていくことを検討する際には、新聞、放送両メディアそれぞれの成り立ちの背景等を踏まえて、その現実性や実効性の検討を進めることが望ましい。</p> <p>最終報告書（案）は、メディア全体の信頼性確保の在り方に関して、新聞や放送などの伝統的なメディアの取り組みやノウハウを参考にして、これをネットメディアにも広げていくことも検討すると記述した。</p> <p>新聞・通信社においては、多くの社が自律的に情報の信頼性確保や検証作業に取り組み、説明責任を果たす努力を続けている。伝統的なメディアの取り組みを新興のネットメディアに広げる場合には、新聞、放送両メディアそれぞれの成り立ちの背景等を踏まえて、その現実性や実効性の検討を進めることが望ましい。</p> <p>インターネット上のメディア全体の信頼性を確保していくため、多様なステークホルダーによる協力関係の一環として、伝統的なメディア・ネットメディア・国内外の主要なプラットフォーム事業者等でフォーラムの場を持つことは歓迎したい。政府の役割について、協力関係の構築を支援するコーディネーター的なものに限定したことも適切と考える。</p> <p>付け加えると、日本の法律は、新聞・通信社に関して報道の自由を尊重し、報道の萎縮を招かないためのさまざまな配慮をしている。著作権法41条（時事の事件の報道のための利用）、公職選挙法148条（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）、個人情報保護法76条（適用除外）等がそれに当たる。</p> <p>また民事裁判においては、報道機関の報道は、取材を尽くした真実相当性が認められれば名誉棄損の成立が否定され、取材源に関する記者の証言拒否も認められる判例が積み重ねられてきた。</p> <p>ネット上の表現をめぐる問題を検討する際には、こうした法的扱いの実際にについても留意されるのが相当と考える。</p>	<p>考え方 2－15</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
--	---

<p>【一般社団法人日本新聞協会】</p> <p>意見2－16　流通する情報そのものの信頼性を確保し、利用者自身が情報の信頼性を判断できるような仕組みを早急に整備することが必要。</p> <p>自らが情報発信をしないプラットフォーム事業者に、流通する情報の信頼性確保方策を依存するには限界があるとともに、当該プラットフォーム事業者による情報操作などの弊害の可能性も拭いきれないと考えます。</p> <p>流通する情報そのものの信頼性を確保し、利用者が、利用者自身で判断できるべく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報源のトレーサビリティを確保する仕組み ・なりすましを防ぐ認証の仕組み ・データの改ざんを防止する仕組み <p>を早急に整備し、情報提供者に活用すべく周知することが必要と考えます。</p>	<p>考え方2－16</p> <p>本最終報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>【セイコーソリューションズ株式会社】</p> <p>その他</p> <p>意見2－17　偽情報への対応については、特に国内の弱小プレイヤーにとっては過度の負担となる可能性が否定できないため、プラットフォーム事業におけるイノベーションを促進し、利用者便益を最大化する観点から、偽情報への対応を実施する主体に関して一定の規模要件を導入すべき。</p> <p>「第1章 利用者情報の適切な取扱いの確保について」および「第2章 フェイクニュースや偽情報への対応」の対象となるプラットフォーム事業者は、現状では、一切の限定条件のない「すべてのプラットフォーム事象者」となっていますが、GAFAや楽天、Yahoo!、LINEのような巨大事業者であればともかく、これから市場に投入されるであろう新興プラットフォーム事業者にとっては過大な要求となり、コスト的に対応不可能となることが懸念されます。</p> <p>第1章の各種要請については、国外事業者から日本市場での利用者利益を擁護するために必要な最低限度の要請であるという主張は成立しうると感じますが、第2章での要請については、特に国内の</p>	<p>考え方2－17</p> <p>第2章第6節の記載は、我が国におけるフェイクニュースや偽情報への対応の在り方に關して、プラットフォーム事業者を含む多様なステークホルダーに期待される取組を示したものであるところ、第2章第6節2.に示したとおり、「偽情報への対応の在り方の具体的な検討に際しては、まずは我が国に</p>

<p>弱小プレイヤーにとっては過度の負担となる可能性が否定できず、その結果、市場でのイノベーション発揮が不十分となり、守るべき国内利用者の利益が長期的には損なわれます。市場シェアが小さく、かつ利用者のロックインの度合いが弱い小規模事業者の場合、フェイクニュースや偽情報への対応については、情報開示や利用にあたっての丁寧な説明を行うことを確保すれば、現状の第2章第6節3以降で規定されているような積極的な措置については猶予しても、利用者の利益保護は十分に図られる可能性が高いと想定できます。そのため、プラットフォーム事業におけるイノベーションを促進し、利用者便益を最大化する観点から、「第2章 フェイクニュースや偽情報への対応」については、一定の規模要件を導入すべきであると思います。</p>	<p>おいてどのような情報の流通が問題になっているのか、また、今後問題になり得るのかを明らかにする必要がある。この点、我が国において対処すべき偽情報の類型や性質、偽情報の流通状況、偽情報により引き起こされる可能性のある問題などについて、行政及び研究者等が協力して、その実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことが必要」と考えており、今後、我が国における偽情報の流通実態に応じた取組が行われることが期待されることから、現時点において一定の規模要件を導入することについて記載を行うことは適当ではないと考えております。</p>
<p>意見2－18 プラットフォームサービスを悪用したマーケティング活動を行う事業者への対策について言及すべき。</p>	<p>考え方2－18</p>
<p>本最終報告書（案）が作成されるまでの間に、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社と複数の漫画家による大がかりなステルスマーケティング行為が明らかになりました。報告書（案）第2章では、主に偽情報・フェイクニュースの拡散に対してプラットフォーム事業者の対応を要請していますが、今回のディズニーのようなプラットフォームサービスを悪用したマーケティング活動を行う事業者に対する言及が少ないと感じました。（しいて挙げるなら参考1「スポンサー・コンテンツ」）</p> <p>今後はプラットフォームを利用する事業者に対して背景や素性を明らかにすることを義務付けるなどの要請も必要になってくると考えます。報告書で言及していただくか、今後、消費者庁と共同で取り組む課題として取り上げていただければ幸いです。</p>	<p>いただいたご意見は、本研究会における検討の対象外と考えます。</p>

【個人】	
考え方 2-19	
意見 2-19 偽情報への懸念が理解不能。 <p>「フェイクニュース（偽情報）」におけるインターネットや「SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）」等の構造では、誰もが使えるオープンイノベーションだからこそ、「利用者（ユーザー側）」が注意を払い気を付けながら、利用する事がオープンイノベーションだと思いますので、「フェイクニュース（偽情報）」を出す側にも、約 50 パーセントの問題が有ると思いますが、何の「保証（ギャランティーン及びインシュランス）」が無い状態でのインターネットの情報を信じ込む「利用者側（ユーザー側）」にも、約 50 パーセントの問題が有ると、私個人は思います。例えばですが、インターネットや SNS 等の社会と人間の繋がりとは、自分が好む情報でしか結びつかない構造と、私は考えます。似た者同士で、社会や人間と言う状態の繋がる為の「道具（ツール）」がインターネットや SNS 等の構造と、私は考えます。具体的には、インターネット上と言っても、私の場合では、「知性主義（インテリジョンス）」の状態なので、インターネットを観覧すると「反知性主義（アンティーインテリジョンス）」の連中が出している「フェイクニュース（偽情報）」迄に辿り着かない状態と、私は考えます。例えばですが、私の場合では、「フェイクニュース（偽情報）」と見抜いていると思いますので、全く「フェイクニュース（偽情報）」迄に辿り着かない状態です。要するに、総務省が提唱している内容では、「フェイクニュース（偽情報）」等の「概念（コンセプト）」が程遠いので、私には理解が出来ないです。例えばですが、私には、「フェイクニュース（偽情報）」が存在する事ですら知らない状態です。要するに、SNS 等は、寂しがり屋の連中が人と繋がりたいと言う事と思いますので、私の場合では、社会と繋がらなくても良く孤独で良い状態なので、SNS 等を使い人間や社会と繋がら無い状態で良いと思い常に孤独でいたいので、私には反論の余地が無いです。例えばですが、約 1 パーセントの天才と約 99 パーセントの凡人を区別を付けると理解できますが、約 99 パーセントが抱えている問題だと思いますので、私の様な約 1 パーセントの天才には、本件が私には、関係ない事なので、反論の余地がないです。私の状態では、「高機能自閉症広汎性発達障害（知的障害の無い大人の発達障害）」での「学習障害（LD）」及び「失読症（ディスレクシア）」なので、総務省が提唱して</p>	<p>いただいたご意見は、本研究会における検討の対象外と考えます。</p>

いる政策における内容の懸念では、私には理解が出来ないです。	【個人】	
意見 2－20 言論についての適切性については適切に吟味し慎重に扱うべき。	考え方 2－20	
<p>刑事行政周辺の勝手連が言論弾圧を行っている風が察知されるのであるが（東京大学法学部の学生及びそのOB達も含まれているであろう。）、その様な事は人権の侵害であり、日本国憲法違反ともなるものであるので、言論についての適切性については適切に吟味して慎重に扱う事とされたい。</p> <p>それらはどうも言論弾圧に慣れすぎているようであるが、それこそ電気通信事業法や日本国憲法の禁じるものであるので、我が事として戒められたい。</p>		いただいたご意見は、本研究会における検討の対象外と考えます。
【個人】		
意見 2－21	考え方 2－21	
P.18 下から2つ目のパラグラフの冒頭「一方、我が国においては、」の箇所、「に」がひとつ多く入っています。（些細な誤植の指摘で恐縮です。）	【GMO グローバルサイン株式会社】	ご指摘の修正意見を踏まえ、修文させていただきます。

※その他、最終報告書（案）について全く言及しておらず、最終報告書（案）と無関係と判断されるものが1件ありました。

**「プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討ワーキンググループ」最終取りまとめ(案)に対する
意見及びこれに対する考え方(案)**

はじめに	
意見 1－1 今回、このタイミングでト拉斯トサービスのあり方を検討したことは、大変有意義。	考え方 1－1
<p>当社が加盟する日本経団連では、Society 5.0 を『創造社会』と定義し、「デジタル革新と多様な人々の想像・想像力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」としています。そして、社会的課題解決を通じて、国連が採択した SDGs の達成に貢献できるものとしています。</p> <p>その実現に向け、データそのものの真正性やデータ流通基盤の信頼を担保する事は極めて重要です。</p> <p>グローバルに通用するト拉斯トサービスのあり方をこの時点で検討したことは、大変有意義なことであり、わが国の持続的発展に大きく貢献するものと考えます。</p>	<p style="color: red;">本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>社会全体のデジタル化が進む中、安心・信頼して、ト拉斯トサービスを利用する観点で、研究会において、議論・整理されたことは大変有意義と思料します。</p>	<p style="text-align: center;">【セイコーホールディングス株式会社】</p>
<p>社会全体のデジタル化が進む中、安心・信頼して、ト拉斯トサービスを利用する観点で、研究会において、議論・整理されたことは大変有意義と思料します。</p>	<p style="text-align: center;">【株式会社帝国データバンク】</p>
<p>社会全体のデジタル化が進む中、安心・信頼して、ト拉斯トサービスを利用できるようにする観点で、このタイミングで、研究会において、議論・整理されたことは大変有意義なことと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">【電子認証局会議】</p>
<p>Society5.0 の実現にむけて、流通するデータの信頼性を確保することが極めて大切であることは明白です。</p>	<p style="text-align: center;">【ト拉斯トサービス推進フォーラム】</p>

<p>今般、「インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み」としてトラストサービスを定義し、実現にむけてワーキンググループを立ち上げ議論整理したことは大変有意義であると考えます。</p>	
<p>【セイコーソリューションズ株式会社】</p> <p>トラストサービスの現状、課題・検討事項、当面フォーカスしていくポイントについてコンパクトにうまく整理されていると思います。</p>	
<p>【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	
<h2>第1章 トラストサービスをめぐる状況</h2>	
<h3>1.1 概説</h3>	
<p>意見 2－1 「Society5.0 の実現に向けて、サイバー空間と実空間の一体化が進展し、社会全体のデジタル化が進む中、その有効性を担保する基盤として、送信元のなりすましやデータの改ざん等を防止する仕組みであるトラストサービスが必要」の記載に賛同。</p>	<p>考え方 2－1</p>
<p>左記表記に賛同いたします。</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>左記表記に賛同いたします。</p>	
<p>左記表記に賛同いたします。</p>	
<p>意見 2－2 e シールが制度として確立されれば、電子化が一層促進するのではと期待している。また、eIDAS の e シールとの相互運用を実現すれば、グローバルの取引での利用も想定され、一層使い勝手が良くなると考える。</p>	<p>考え方 2－2</p>
<p>商談の中で、日本企業は電子化を進めたいが、個人に紐づく電子署名が何か問題が発生した際、企業の意思を反映したものなんのかどうか、どのように立証するのかといった点に懸念を抱き、導入に二の</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>足を踏んでいると強く感じます。現在紙に対して行っている企業印の捺印とほぼ同様の運用を実現できる e シールが制度として確立されれば、上記のような懸念は払拭され、電子化が一層促進するのではと期待しております。また、eIDAS の E シールとの相互運用を実現することができれば、グローバルでの取引(主に欧州)でも利用できると想定されますので、より一層使い勝手の良い形になると考えます。</p>	
<p>意見 2-3 Society5.0 実現に向けた環境創りのため、基盤となるトラストサービスの整備を、国家の政策として環境にあわせて運用される仕組みとなるよう継続的に取り組むことが必要。</p>	<p>考え方 2-3</p>
<p>デジタルは痕跡無く修正できるため、改ざん・ねつ造が容易で、オンラインではなりすまし、盗聴の危険があることを、利用者は認識しています。</p> <p>しかし、それらの疑惑を取り除くことができない場合、事後否認されてしまうという大きなリスクがあることへの認識は薄く、電子契約などのクラウドを利用したサービスが提供され始めていますが、その信頼性を正しく判断できる根拠が不明瞭なため、利用を躊躇している、もしくは、リスクを理解せずに不確かなサービスを利用している実情があります。</p> <p>利用者にとっては、漠然とした不安はあるものの、利便性の高いデジタルデータ活用への移行は必然です。</p> <p>Society5.0 実現に向けた環境創りのため、基盤となるトラストサービスの整備を、国家の政策として環境にあわせて運用される仕組みとなるよう継続的に取組むことが必要と考えます。</p>	<p>「おわりに」に示したとおり、トラストサービスについては、今後の技術進歩やサービス展開の動向、本取りまとめを踏まえて講じられる措置の内容やその運用状況、国際的な議論の状況等を踏まえ、その信頼性を確保するための仕組みの在り方について、隨時見直しを図ることが重要だと考えており、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-4 図 1 にウェブサイト認証を追加した方がいいのではないか。</p> <p>図にはウェブサイト認証について記されていませんが、図の前後で(ア)～(カ)、①～⑥にウェブサイト認証を含む 6 つのトラストサービスについて記されていることと整合性をとる為、図にウェブサイト認証を加えておくのがよいのではと思います。</p>	<p>考え方 2-4</p> <p>ご指摘を踏まえ、第 1 章 1. 1 (1) 図 1 にウェブサイト認証を追加させていただきます。</p>

【GMO グローバルサイン株式会社】	
<p>意見 2－5 “電子データの信頼性を確保することが重要である。”については、“電子データの信頼性を担保する仕組みを確立することが重要である”が適切ではないか。</p> <p>“電子データの信頼性を確保することが重要である。”については、“電子データの信頼性を担保する仕組みを確立することが重要である”が適切と考えます。電子データ自体の信頼性は、技術の発展により、変化していくものと考えます。従いまして、特定の技術に依存せず、その移り行く技術に柔軟に対応できる仕組みづくりが重要といった認識です。</p>	<p>考え方 2－5</p> <p>電子データの信頼性の確保は、それを担保する仕組みも含むものと認識しております。したがって、ご意見にある修正は行わず、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>
<p>意見 2－6 GPKI を政府が運用する事は行政において非常に重要。GPKI の早期の復活を求める。</p> <p>PKI には非常に多くの利用方法があるものであるのであるが、GPKI を政府が運用する事は行政において非常に重要であるので、GPKI については早期の復活を求める。</p> <p>GPKI があれば、LGWAN なども、単にトンネルを行っての通信を行うよりずっと安全に通信が行えるようになるはずである。(現在、LGWAN はソフトバンクグループによって運用されているが、各通信会社による盗聴・改竄の危機を、GPKI は、(インターネット上だけでなく) LGWAN での通信においても通信の安全を保護する事が可能であるはずである。)</p> <p>政府機関等が対象の場合に高度かつ限定性の高い(* (アスタリスク)などのワイルドカードや共有の無い、完全に個々のサーバごとの、証明書発行が無尽蔵に可能である(しかも、政府(公務員)が発行するものであるのでその変造や悪用についての処罰は民間のものより上である。)。)セキュリティを持つ証明書が任意で発行可能な GPKI を運用する事は、それ以外にも多くの利益や利用法が考えられるものであるので、総務省及び政府には、GPKI の復活を行っていただきたい。</p> <p>運用・海外組織への申請等の手続きの不備・遅滞によって 1 世代目・2 世代目ともにあまり有効な運用が行えなかったものではあるが(色々と総務省及びその周辺の誠実さへの疑問が沸くものである。)、概念として優れたものであるので、GPKI の様なものは存在するべきである。</p>	<p>考え方 2－6</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>

【個人】	
第1章 トラストサービスをめぐる状況	
1. 2 トラストサービスの利用動向	
<p>意見 2-7 タイムスタンプについても、日本企業のグローバルへのビジネス展開を更に促進することができるよう、他の標準化団体(eIDAS等)と相互運用できるようになることを期待。</p> <p>電子署名やeシール同様に、タイムスタンプについても。技術規格については共通化されていますので、日本企業のグローバルへのビジネス展開を更に促進することができるよう、他の標準化団体(eIDAS等)相互運用性が実現できるようお願いしたい。 No more Galapagos</p> <p style="text-align: right;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p>	考え方 2-7
<p>意見 2-8 タイムスタンプは、一部において徐々に利用が増えてきているものの、法的効力の有無を問われ、結果として紙で保管するケースがいまだに主流となっている。</p> <p>サービス提供開始から約20年を経過してようやく、省令やガイドラインに記載されていることから、一部の市場の限られたユーザにおいて徐々に利用が増えてきています。しかし、タイムスタンプの第三者による非改ざん証明という機能は、重要な電子データの保存には欠かせない機能であり、かつ簡便に利用できることは理解されても、法的効力の有無を問われ、結果として、デジタルで一貫して管理できることで得られるメリットにも関わらず、紙での保管というケースが、いまだに主流です。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	考え方 2-8
第1章 トラストサービスをめぐる状況	
1. 3 我が国におけるデジタル化に関する政策	
<p>意見 2-9 デジタル化を進める上では、まず、各府省、独立行政法人及びそれらに準ずる機関が、自ら率先してトラストサービスの活用を図ることが求められていると考える。他方、民間の電子契約サービスを普及する観点から、地方公共団体等と民間企業の間の契約手続の電子化に必要な電子署名のあり方を検討すべきではないか。</p>	考え方 2-9

<p>まず、各府省、独立行政法人及びそれらに準ずる機関が、デジタル化を進める上で自ら率先してトラストサービスの活用を図ることが求められていると考えます。その際、各行政手続等において、リスクアセスメントを行った上で、適切なトラストサービスを選択することが不可欠です。</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>他方、民間の電子契約サービスを普及する観点から、地方公共団体等と民間企業の間の契約手続の電子化に必要な電子署名のあり方を検討すべきと考えます。現時点では、電子署名の信頼性を担保する電子証明書が限定されており、トラストサービスの普及における制約になっていると思われます。地方公共団体が電子契約を行う際の電子署名については、地方自治法施行規則第十二条により、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則で定める電子証明書に限定されており、実態的に民間の電子契約サービスが使えなくなっています。</p>	
<p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	
<p>意見2－10 デジタル化により貢献できるポイントとして、SDGsやESG等も考えられるのではないか。</p>	<p>考え方2－10</p>
<p>デジタル化により貢献できるポイントとして、SDGsやESG等も考えられるのではないか。 【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>意見2－11 DFFTのコンセプトに相応した具体的な政策として、トラストサービスの制度構築への展開を期待。</p>	<p>考え方2－11</p>
<p>デジタル社会において、DFFTは非常に有用なコンセプトであり、我が国から発信されたことは極めて重要と考えます。このコンセプトに相応した具体的な政策として、トラストサービスの制度構築への展開を期待します。 【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>第1章 トラストサービスをめぐる状況</p>	
<p>1.4 トラストサービスの活用・普及による経済効果</p>	
<p>意見2－12 トラストサービスの活用・普及による経済効果として、生産性向上のメリットが挙げられる。他方、同サービスが提供されない場合は、様々なデメリットが挙</p>	
<p>考え方2－12</p>	

<p>げられる。</p> <p>トラストサービスは、利用者が意識せずに、安心・信頼してデジタルデータを活用し Society5.0 を実現します。</p> <p>同サービスの活用・普及による経済効果は、生産性向上が挙げられます。</p> <p>なお、サービスが提供されない場合は、以下のデメリットが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通データの信頼性確認に係る利用者負担の増大 ・アプリケーションベンダ自らが信頼性を担保するための開発投資の増大 <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p style="color: red;">本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>トラストサービスで提供されるサービスは、デジタルサービスの要素であり、利用者が意識せずに、安心・信頼してデジタルデータを活用し Society5.0 を実現させるものです。 トラストサービスの活用・普及による経済効果は、デジタル社会による生産性向上による波及の他に、このサービスが提供無き場合の、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通するデータの信頼性を確かめるためにかかる利用者にかかる負担 ・アプリケーションベンダ自らが信頼性を担保するためにかける開発投資 <p>等の軽減・削減が考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	
<p>トラストサービスは、利用者が意識せずに、安心・信頼してデジタルデータを活用し Society5.0 を実現します。 同サービスの活用・普及による経済効果は、生産性向上が挙げられます。 なお、サービスが提供されない場合は、以下のデメリットが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通データの信頼性確認に係る利用者負担の増大 ・アプリケーションベンダ自らが信頼性を担保するための開発投資の増大 <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p> <p>意見 2-13 トラストサービスの活用・普及による経済効果は、生産性の向上による経済効果に限らず、新たなサービスも創出され、現状のアナログ社会から推察しきれな</p>	<p>考え方 2-13</p>

<p>いものと考える。</p> <p>トラストサービスの活用・普及により、これまでアナログで情報の信頼を担保する仕組みで運用されてきた社会が、デジタルデータの信頼性を担保する仕組みができることで、時空を超えて安心して情報の交換が可能となり、業務フローそのものの変革が起こります。</p> <p>生産性が向上することによる経済効果に限らず、新たなサービスも創出され、経済効果は、現状のアナログ社会から推察しきれないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見2－14 DigiCertによる寡占化が発生している事を述べておくべきではないか。</p> <p>他に適切な項が無かったのでここで述べるのであるが、状況としてDigiCertによる寡占化が発生している事については述べておくべきではないのかと思われた。（Verisignのものが存在し続けていて欲しかったが、DigiCertに吸収されてしまった。）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方2－14</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>意見2－15 トラストサービスの効果が、法制化によって一般的に周知されれば、商取引を含む業務そのもののデジタル化はさらに推進されるものと考える。また、トラストサービスを利用する側での経済効果は相当高いものになると考える。</p> <p>デジタルの活用で従来の業務は大幅に改善されることが期待されます。</p> <p>しかし、単なるデジタル化では、法的根拠を伴わず、商取引の有効性を担保するには不足といわざるを得ません。</p> <p>トラストサービスの効果が、法制化によって一般的に周知されれば、共通のモノサシを得て、商取引を含む業務そのもののデジタル化はさらに推進されるものと考えます。</p> <p>トラストサービスを利用する側での経済効果は相当高いものになるとを考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーホールディングス株式会社】</p>	<p>考え方2－15</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>第1章 トラストサービスをめぐる状況</p> <p>1.5 諸外国におけるトラストサービスの動向</p>	

意見2－16 EUとの相互運用については、是非前向きに検討いただきたい。	考え方2－16
是非前向きに検討いただきたく 【ドキュサイン・ジャパン株式会社】	本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
意見2－17 國際的な相互運用を見据えた制度設計の推進に期待。 企業活動は高度にグローバル化し、ものづくり、サービス、物流、金融など、あらゆる分野で国境を超えたデータ流通や電子的取引が行われています。 国際的な相互運用を見据えた制度設計の推進に期待いたします。 【セイコーホールディングス株式会社】	考え方2－17 本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
意見2－18 國連國際商取引法委員会の第四作業部会におけるアイデンティティ・マネジメントとトラストサービスの議論についても留意していく必要がある。 今回の報告書には記載されていませんが、國連國際商取引法委員会（UNCITRAL）の第四作業部会（電子商取引）において、2017年よりアイデンティティ・マネジメントとトラストサービスの議論を始められており、2019年4月には条文案が提案されていることも留意していく必要があります。 【トラストサービス推進フォーラム】	考え方2－18 いただいたご意見については、参考として承ります。
意見2－19 eIDAS規則制定の背景を踏まえ、EUでの実態を調査し、我が国の政策へフィードバックすることは有用ではないか。また、國連國際商取引法委員会の第四作業部会（電子商取引）におけるアイデンティティ・マネジメントとトラストサービスの議論についても留意していく必要があると考える。	考え方2－19
EUのDigital Agenda for Europeでは、歐州経済戦略2020のICT分野のイニシアチブで目標達成を2020年に掲げており、その背景からeIDAS規則が制定されました。2020年を迎えて、EUでの実態を調査し、現状の我が国の政策へフィードバックすることは有用と考えます。 また、國連國際商取引法委員会（UNCITRAL）の第四作業部会（電子商取引）においては、2017年よりeIDとトラストサービスの議論が始まっており、2019年4月には条文案が提案されています。こちらの活動も留意していく必要があると考えます。	いただいたご意見については、参考として承ります。

<p>一方で、アジアとして統一した活動は、把握できておりません。我が国として、イニシアティブをもって推進していく機会と考えます。</p>	
<p>【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	
<p>意見 2-20 韓国で GPKI が用いられている事や各国における政府による認証基盤運用についても記載すべきではないか。</p>	<p>考え方 2-20</p>
<p>民間サービスではないのではあるが、韓国で GPKI（日本と同じ、政府認証基盤のアクリニム）が用いられている事についての記述も行うべきであったと思われた。</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>なお、民間サービスではないのではあるが、各国における政府による認証基盤運用についての話題が無いのは、一体どういう事か。姿勢について疑問である。</p>	
<p>我が国でもどこの国でも、政府が運用する PKI は、それなりに有用なものであるので、その動向察知については PKI の概念が有用なものである限り常時行っておくべきものであると考えるが、そのようにされたい。</p>	
<p>【個人】</p>	
<h2>第2章 論点と取組の方向性</h2> <h3>2.1 総論</h3>	
<p>意見 3-1 DFFT コンセプトで、Society5.0 を実現するためには、産・官・学が一丸となって、世界に範となる持続可能なデジタルデータの信頼基盤を構築することが肝要。</p>	<p>考え方 3-1</p>
<p>DFFT コンセプトで、Society5.0 を実現するためには、オールジャパンとして、産・官・学が一丸となって、世界に範となる持続可能なデジタルデータの信頼基盤を構築することが肝要と考えます。</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>①で整理された 4 つの留意点について、国の政策として検討されることを期待します。特に（ウ）に関わる国際標準化に関しては、信頼性実現のために設立すべき公的な制度との整合性確保及び維持という国が一丸となって取り組むべき課題であるので、隣国等の注力ぶりが際立つ昨今、国が中心となつた体制づくりを遅滞なく進めることを期待します。</p>	
<p>【トラストサービス推進フォーラム】</p>	

<p>DFFT コンセプトで、Society5.0 を実現するためには、オールジャパンとして、産・官・学が一丸となって、世界に範となる持続可能なデジタルデータの信頼基盤を構築することが肝要と考えます。</p> <p>① で整理された4つの留意点について、国の政策として検討されることを期待します。</p>	<p style="text-align: center;">【電子認証局会議】</p>
<p>DFFT コンセプトで、Society5.0 を実現するためには、オールジャパンとして、産・官・学が一丸となって、世界に範となる持続可能なデジタルデータの信頼基盤を構築することが肝要と考えます。</p> <p>① で整理された4つの留意点について、国の政策として検討されることを期待します。</p>	<p style="text-align: center;">【株式会社帝国データバンク】</p>
<p>意見3－2 日本のトラストサービスの信頼性・国際通用性に対して国が関与するという方向性に賛同。</p> <p>データの信頼性の確保にトラストサービスは必要不可欠であり、それは日本国内にとどまらず諸外国との相互運用の視点での検討が必要です。</p> <p>そのためには、諸外国との合意形成が重要となってくるため、日本のトラストサービスの信頼性・国際通用性に対して国が関与される左記のお考えに賛同いたします。</p>	<p style="text-align: center;">【アマノセキュアジャパン株式会社】</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見3－3 知的財産保護の観点では、中国・アジア圏との国際連携・調整の推進も急務。</p> <p>知的財産保護の観点では、特に中国をはじめとするアジア圏における日本のトラストサービス（タイムスタンプ）の通用性を求めるニーズが非常に高いため、中国・アジア圏との国際連携・調整の推進も急務と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">【アマノセキュアジャパン株式会社】</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">第2章2. 1 (3) に示したとおり、トラストサービスの信頼性確保のための仕組みの検討に当たって留意すべき点の1つとして、「国際的な通用性」を挙げており、いただいたご意見については、具体的な仕組みを検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－4 國際的な通用性が重要と考えられるサービスに、電子署名(AES, QES等)やeシ</p>	<p style="text-align: center;">【電子認証局会議】</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">考え方3－4</p>

<p>ールを含nでも良いのではないか。</p> <p>国際的な通用性が重要と考えられるサービスに、電子署名(AES, QES 等)や E シールを含nでも良いかと考えます。</p>	<p>【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p>	<p>第2章2.1(3)に示したとおり、「国際的な通用性」については、タイムスタンプに限らず、トラストサービス横断的に検討すべき視点であると考えております。</p>
<p>意見3-5 「トラストサービスの信頼性確保のための仕組みの検討に当たって留意すべき点」のうち、「(ウ) トラストサービスに関する技術基準の整備・維持」について、 欧洲標準化機関のように、正当な標準化プロセスを経た技術標準を策定し、法令が それらを引用することを検討してはどうか。</p>	<p>考え方3-5</p>	
<p>左記「検討に当たって留意すべき4点」のうち技術標準について意見を記載します。例えば、現在の電子署名法においては、電子署名法第3条に規定された推定効を担保するための技術基準が、施行規則等に具体的に記載されています。「技術基準を整備・維持する体制を官民の協力の下で整備」いただく取組みとして、欧洲標準化機関(ETSI、CEN及びCENELEC)のように、正当な標準化プロセスを経た技術標準(例:日本産業規格(JIS))を策定し、法令がそれらを引用することを検討してはどうでしょうか。</p>	<p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】</p>	<p>第2章2.1(3)に示したとおり、技術基準については、最新の動向を踏まえた適切な水準に維持されることが重要だと考えており、いただいたご意見については、具体的な仕組みを検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3-6 トラストサービスの品質を一定水準以上に保つため、何らかの規制は必要だが、新規参入の妨げになる過度な規制は極力避けていただきたい。また、共通APIのスキームを検討する場合には、汎用性のあるものを検討いただきたい。</p>	<p>考え方3-6</p>	
<p>トラストサービスをお客様向けに廉価かつ高い品質で提供するためには、競争が必須と考えます。従いまして、品質を一定水準以上に保つため、何らかの規制は必要と考えますが、新規参入の妨げになる過度な規制は極力避けて頂きたく存じます。また、共通APIのスキームを検討する場合には、汎用性のあるものを是非検討いただきたい。特定技術に寄って形成された場合、その後の技術トレンドの変革などで、企業や他サービス事業者側からその利用価値が見いだせないようなリスクが想定されるため。</p>		<p>第2章2.1(3)に示したとおり、技術基準を整備・維持する体制を官民の協力の下で整備することが重要であると考えております。また、「おわりに」に示したとおり、今後の技術進歩やサービス展開の動向、本取</p>

<p>【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p>	<p>りまとめを踏まえて講じられる措置の内容やその運用状況、国際的な議論の状況等を踏まえ、その信頼性を確保するための仕組みの在り方について、隨時見直しを図ることが重要であると考えており、いただいたご意見については、具体的な仕組みを検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3－7 「トラストサービスの信頼性確保のための仕組みの検討に当たって留意すべき点」を4点に整理したことは非常に有益。将来にわたって維持運用できる制度の検討を、国の政策として継続した予算化も含めて進めていただきたい。</p>	<p>考え方 3－7</p>
<p>本項①において4点に整理されたことは非常に有益です。 これらを実現することで、利用者はトラストサービスを安心して利用でき、無駄な業務が削減されると考えます。 環境変化が激しい中で、将来にわたって維持運用できる制度の検討を、国の政策として継続した予算化も含めて進めてもらいたいと思います。 ②については、民間の努力が必要と認識しており、これまでと同様に継続してユーザが利用しやすいサービス構築に注力いたします。</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。その他いただいたご意見については、今後のタイムスタンプやeシールの認定の仕組みに関する具体的な検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	
<p>意見 3－8 「あるサービス・事業者の当該基準への適合性を第三者が審査・評価・認定し、その結果を利用者に情報提供する仕組みが重要である。」という方向性に賛同。ただし、ひとつの機関が複数のサービスについて共通の枠組みで適合性評価を行うことが可能なスキームを構築することで、評価機関の事業継続性を確保すべきではないか。</p>	<p>考え方 3－8</p>
<p>左記意見に賛同します。</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見と</p>

<p>WGにおいて適合性評価・検証体制について議論されました（第11回会合）が、報告書（案）では、「仕組みが重要」と指摘しているものの、具体的な在り方には言及されておらず、個別のサービス、例えばタイムスタンプやeシール、における制度設計の過程の議論にゆだねられています。</p> <p>ひとつの機関が複数のサービスについて共通の枠組みで適合性評価を行うことが可能なスキームを構築することで、評価機関の事業継続性を確保すべきと考えており、検討の方向性として報告書で示していただければ幸いです。</p>	<p>して承ります。その他いただいたご意見については、今後のタイムスタンプやeシールの認定の仕組みに関する具体的な検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>【一般財団法人日本データ通信協会】</p>	

第2章 論点と取組の方向性	
2.2 各論	
(1) タイムスタンプ	
意見3-9 タイムスタンプは国の認定の仕組みを設けるという方向性に賛同。	考え方3-9
タイムスタンプについては、国による認定とすることで信頼性を高めることと認識しています。今後予想される新制度に関する具体的な活動に協力いたします。	本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
取組の方向性	
今後、国を越えてデータの真実性を争う場面が増えることが想定される一方で、ユーザの立場からすると、法的根拠がないため訴訟時に有効にならないという不安があり、電子化普及の阻害要因となっていると考えられます。	
現在のタイムスタンプ認定制度は、国際的に見ても時刻のトレーサビリティ確保を十分に保証できる制度であると認識しています。安全で安心な国際的電子取引を実現するために、「タイムスタンプ事業者に対する国としての認定制度を創設。」の早急な具現化を要望いたします。	
左記意見に賛同します。	
当協会としては、総務省の指針に基づいた「タイムビジネス信頼・安心認定制度」を14年間運用	

<p>てきた実績を踏まえ、新たな仕組みづくりに積極的に協力したいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p>	
<p>意見3－10 「電子文書の送受信・保存について規定している法令を所管する省庁において、有効な手段として認められるタイムスタンプの要件をそれぞれの省令・告示等で具体的に規定するよう、所管省庁に働きかけることが有効である。」という方向性に賛同。</p>	<p>考え方3－10</p>
<p>左記意見に賛同します。</p> <p>なお、現状では報告書（案）にある通り、当協会の認定を受けた事業者が発行するタイムスタンプの使用が電子帳簿保存法施行規則に明示的に規定されていますが、それ以外の省令・告示等でも使用が明示されているものもあります。新制度への移行にあたっては、現行のタイムスタンプの取り扱いなど、関連する省令・告示等を所管する省庁との調整も必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見3－11 国による新たな認定制度の策定・運用においては、利用者や事業者に対する過度なコスト負担や利便性・競争力の喪失に繋がらないよう配慮することが必要。</p> <p>国による新たな認定制度の策定・運用においては、例えば「事業者が“既存の認定”と“国による新たな認定”の並行取得を要する」等にならないよう、利用者や事業者に対する過度なコスト負担や利便性・競争力の喪失に繋がらないよう配慮頂く必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【アマノセキュアジャパン株式会社】</p>	<p>考え方3－11</p> <p>第2章2.1(3)に示したとおり、認定の仕組みの検討に当たっては、事業者や利用者にとって過度なコスト負担や不便を強いることのない制度、仕組みの構築が求められると考えており、いただいたご意見については、具体的な仕組みを検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－12 タイムスタンプは、付与される時刻が信頼できるものであることが重要。日本標準時を報時しているNICTがTAAとなることで、より安定したサービスが提供されることも視野にいれて、国による認定制度の具体的な検討が進むことを期待。</p>	<p>考え方3－12</p>

<p>タイムスタンプは、付与される時刻が信頼できるものでないと、その価値は根底から覆ります。「タイムビジネス信頼・安心認定制度」は、日本標準時をきちんとタイムスタンプに付与し、将来にわたってトレースできる仕組みを制度として構築しています。この制度は、世界に誇れる仕組みであり、ISO化もされており将来諸外国において模範となるものと考えます。</p> <p>しかしながら、現在の TAA は民間に頼っている状況で、その事業安定性から一抹の不安材料であることも事実です。日本標準時を報時している NICT が TAA となることでより安定したサービスが提供されることも視野にいれて、国による認定制度の具体的な構築を期待します。</p>	<p>第2章2. 2 (1) に示したとおり、タイムスタンプについては、タイムスタンプ事業者に対する国としての認定の仕組みを設けることが適当であると考えており、いただいたご意見については、具体的な認定の仕組みを検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－13 タイムスタンプを必須とするユースケースを明示化し、それを実現するための方法を、必要に応じ具体的に規定文書等へ記述する形が望ましい。</p>	<p>考え方3－13</p>
<p>タイムスタンプの必要性は、独立している電子文書(可視対象は PDF ファイル)が、いつの時点で存在していたかを証明しなければならないケース、独立した電子文書を長期間保管するケースが主と想定しています。タイムスタンプを必須とするユースケースを明示化し、それを実現するための方法を、必要に応じ具体的に規定文書等へ記述する形が望ましいと考えます</p>	<p>第2章2. 2 (1) に示したとおり、電子文書の送受信・保存について規定している法令との関係で有効な手段として認められるタイムスタンプの要件を明示するよう、所管省庁へ働きかけを行うことが重要だと考えております。</p>
<p>意見3－14 「審査・評価実務を国に代わって実施する機関の在り方」の検討に当たっては、事業の持続可能性に配慮することが必要。</p>	<p>考え方3－14</p>
<p>左記を検討する場合、上記2. 1で記した複数のサービスについて適合性評価を行うことが可能とする等、事業の持続可能性に配慮することが必要と考えます。</p>	<p>今後のタイムスタンプや e シールの認定の仕組みに関する具体的な検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>第2章 論点と取組の方向性</p> <p>2.2 各論</p> <p>(2) e シール</p>	

<p>意見 3－15 e シールは国の一基準に基づく民間の認定の仕組みを設けるという方向性に賛同。</p>	<p>考え方 3－15</p>
<p>e シールの制度化を行うことで、現在紙を利用して生産性を低下させている業務の電子化が一層進むことが推察されますので、是非制度化に向けて、前向きな検討を進めて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p>	<p>本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>取組の方向性</p> <p>「e シールの認証事業者に対する国の一基準に基づく民間の認定制度を創設。」の早急な具現化を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーホールディングス株式会社】</p>	
<p>意見 3－16 e シールは、環境変化が早く、利益確保重視の民間市場に委ねることなく、公平・公正な観点から国の強い関与が必要。</p> <p>e シールは、DFFT を推進する重要なサービスです。環境変化が早く、利益確保重視の民間市場に委ねることなく、公平・公正な観点から国の強い関与が必要と考えます。電子認証局会議として、新制度に関する具体的な活動に協力したいと思料します。</p> <p>なお、トラストサービス実現に必要な電子証明書（電子署名、タイムスタンプ、e シール、ウェブサイト認証の全てに関係します）には、データを作成した起源の対象（法人や個人事業主など）を一意特定可能な識別子※が必要です。</p> <p>対象が法人の場合、国税庁の発番する法人番号が利用できますが、一方で、個人事業主などにはマイナンバーがあるものの制度上利用はできないため、対応が必要と想定されます。</p> <p>※識別子は、法人番号と同様に国際的な規格である以下を満たすことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UN/EDIFACT 3055 ・ ISO/IEC 6523-2 ・ ISO/IEC 15459-2 <p><参考：国税庁法人番号公表サイト></p>	<p>考え方 3－16</p> <p>第2章2. 2 (2) に示したとおり、e シールについては、今後、e シールの認証事業者に対する国の一基準に基づく民間の認定の仕組みを設けることが適切であると考えております。いただいたご意見については、具体的な認定の仕組みを検討していく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/</p>	<p>【株式会社帝国データバンク】</p>
<p>e シールは、DFFT を推進する重要なサービスです。環境変化が早く、利益確保重視の民間市場に委ねることなく、公平・公正な観点から国の強い関与が必要と考えます。電子認証局会議として、新制度に関する具体的な活動に協力したいと思料します。なお、トラストサービス実現に必要な電子証明書（電子署名、タイムスタンプ、e シール、ウェブサイト認証の全てに関係します）には、データを作成した起源の対象（法人や個人事業主など）を一意特定可能な識別子※が必要です。対象が法人の場合、国税庁の発番する法人番号が利用できますが、一方で、個人事業主などにはマイナンバーがあるものの制度上利用はできないため、何かしらの対応が必要と想定されます。</p>	
<p>※識別子は、法人番号と同様に国際的な規格である以下を満たすことが必要と考えます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ UN/EDIFACT 3055 ・ ISO/IEC 6523-2 ・ ISO/IEC 15459-2 	
<p><参考：国税庁法人番号公表サイト></p>	
<p>https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/</p>	<p>【電子認証局会議】</p>
<p>e シールは、DFFT を推進する重要なサービスです。環境変化が早く、利益確保重視の民間市場にゆだねることなく、国の強い関与が必要と考えます。新制度に関する具体的な活動に協力いたします。</p>	<p>【トラストサービス推進フォーラム】</p>
<p>意見 3－17 e シールは、角印押印に置き換わる有用な方策であり、早急になんらかの基準の整備が必要。</p>	<p>考え方 3－17</p>
<p>我が国は、ビジネスにおいて、角印押印という慣習があります。これは発出元の認証のために紙社会において培われた我が国特有の有用な文化です。利点は 2 点</p> <p>①個人ではなく、組織の印であり、複数の関係者が付与することができる。</p>	<p>第 2 章 2. 2 (2) に示したとおり、e シールについては、今後、e シールの認証事業者に対する国の基準に基づく民間の認定の</p>

<p>②印は唯一性があり、なりすましができない。</p> <p>ここで、最近のデジタル/紙のハイブリッド状況においては、印画像を貼り付ける等で①も②もリスクのある状態にあり、単なる慣習となっていると考えます。</p> <p>これらを鑑みると、eシールは上記2点を実現する有用な方策であり、これからのビジネスにおいて重要なサービスです。</p> <p>また、eシールは証明書を含んでいるため、失効対応が瞬時に可能で、不具合・不正が発覚した時点でサービスを停止することができます。たとえばエストニアのX-Roadでは、その機能を利用して安全なサービス基盤を提供しています。</p> <p>これからのデジタル社会におけるビジネスにおいて重要な要素になることは必然であり、早急に、なんらかの基準の整備が必要と考えます。</p>	<p>仕組みを設けることが適切であると考えております、いただいたご意見については、具体的な認定の仕組みを検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－18 インボイス制度を始めとした関係省庁において、信頼の置けるサービス・事業者を認定する民間の仕組みを活用していただきたい。</p>	<p>考え方3－18</p>
<p>インボイス制度を始めとした関係省庁において、信頼の置けるサービス・事業者を認定する民間の仕組みを活用していただきたいと考えます。具体的には、民間認定を取得したeシールサービスを日本版のトラストリストに登録し、関係省庁の省令・告示等で具体的に引用いただくことが、eシールの普及と利用に非常に有用ではないでしょうか。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】</p>	<p>第2章2.2(2)で示したとおり、eシールについては、今後、eシールの認証事業者に対する国の基準に基づく民間の認定の仕組みを設けることが適切であると考えております、その具体的な認定の仕組みについては、認定を受けたサービス・事業者を機械可読な形で公表する手法等を検討することが必要だと考えております。また、電子文書の送受信・保存について規定している法令との関係で有効な手段として認められるeシールの要件を明示するよう、所管省庁に働きか</p>

		けることが有効であると考えております。
意見 3－19 e シールについても、国が信頼の置けるサービス事業者を認定する仕組みに発展することを期待。	考え方 3－19	
e シールについても、タイムスタンプ同様に、国が信頼の置けるサービス事業者を認定する仕組みに発展することを期待します。当協会としては、新たな仕組みづくりに積極的に協力していく所存です。 【一般財団法人日本データ通信協会】		「おわりに」に示したとおり、今後の技術進歩やサービス展開の動向、本取りまとめを踏まえて講じられる措置の内容やその運用状況、国際的な議論の状況等を踏まえ、その信頼性を確保するための仕組みの在り方について、隨時見直しを図ることが重要であると考えており、今後の検討において参考とさせていただきます。
第2章 論点と取組の方向性		
2.2 各論		
(3) リモート署名		
意見 3－20 リモート署名は電子署名法上の位置づけについて検討するという方向性に賛同。	考え方 3－20	
電子署名の利用が進んでいない、ひとつの原因として、署名鍵の扱いの面倒さにあったと考えられます。リモート署名サービスは、利用者がより簡便に扱えるサービスとして期待されます。現行の電子署名法上の位置付けを検討するべきと考えます。今後の活動に可能な限り協力いたします。 【トラストサービス推進フォーラム】		本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
意見 3－21 リモート署名については、「本人による電子署名（符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」に関し、制度面の観点から十分な議論を期待。	考え方 3－21	
最重要点は「リモート署名で署名した場合に電子署名法第3条の推定効が働くか」という点。「本人		第2章 2.2 (3) に示したとおり、リモ

<p>による電子署名（符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができるうこととなるものに限る。）」に関し、制度面の観点から十分な議論を望みます。</p> <p>今後の活動に可能な限り協力いたします。</p>	<p>リモート署名については、日本トラストテクノロジー協議会におけるガイドラインの検討状況等を踏まえ、電子署名法上の位置付けについて検討していくことが適切であると考えており、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>最重要点は「リモート署名で署名した場合に電子署名法第3条の推定効が働くか」という点。「本人による電子署名（符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができるうこととなるものに限る。）」に関し、制度面の観点から十分な議論を望みます。</p> <p>今後の活動に可能な限り協力いたします。</p>	<p>【株式会社帝国データバンク】</p>
<p>意見3－22 「リモート署名の電子署名法上の位置づけについて検討。」の早急な具現化を要望</p>	<p>考え方3－22</p>
<p>取組の方向性 「リモート署名の電子署名法上の位置づけについて検討。」 の早急な具現化を要望いたします。</p>	<p>第2章2.2(3)に示したとおり、リモート署名については、日本トラストテクノロジー協議会におけるガイドラインの検討状況等を踏まえた上で、電子署名法上の位置づけについて検討していきます。</p>
<p>意見3－23 リモート署名サービスはさまざまな事業者から独自に提供されているが、その信頼性の基準が各社任せである状況。署名鍵の管理については、国際的な信頼の基準に準拠する必要があるのではないか。</p>	<p>考え方3－23</p>
<p>リモート署名は、署名鍵管理を簡便にすることが目的で提供されるサービスです。EUでは、eIDASにおいて効力が規定されており、CSCという民間の団体がeIDASに則った技術基準策定を進めています。 我が国においても、電子契約等で既にリモート署名サービスはさまざまな事業者から独自に提供されていますが、その信頼性の基準が曖昧で各社任せである状況です。 電子署名は、将来にわたって検証されるべきもので、署名鍵の管理については、国際的な信頼の基準</p>	<p>第2章2.2(3)に示したとおり、リモート署名については、日本トラストテクノロジー協議会におけるガイドラインの検討状況等を踏まえ、リモート署名事業者のガイドラインへの適合性評価を適切な第三者が行</p>

<p>に準拠する必要があると考えます。また、e シールの活用や、長期署名などの具体的な基準の整備を早急に進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	<p>う民間の自主的な仕組みを設けることが有用だと考えております。その他いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3－24 e シールを利用した運用を考慮した際のリモート署名については、1 力所で暗号鍵や電子証明書を管理し、リモートで e シールを生成する方法が、汎用的ではないか。また、集約管理を行い、必要な際に適切な認証を経て、暗号鍵・電子証明書を利用した方が安全ではないか。</p>	<p>考え方 3－24</p>
<p>リモート署名については、e シールを利用した運用を考慮した際、非常に重要な要素であると考えております。e シールを複数のユーザーが利用することを考慮した場合、各自が暗号鍵や電子証明書(複製)を管理して e シールを生成する方法より、1 力所で暗号鍵や電子証明書を管理し、それを利用する際に、利用ユーザーを識別できる認証を行い、リモートで e シールを生成する方法が、汎用的であると考えます。また、各自が暗号鍵・電子証明書を管理した際に紛失するリスクより、集約管理を行い、必要な際に適切な認証を経て、暗号鍵・電子証明書を利用した方が安全と考えます。暗号鍵や電子証明書を管理するデバイス(HSM)についても、FIPS や Common Criteria に基準がありますので、それらを参考とされてもよろしいかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p>	<p>e シールを利用した運用を考慮した際のリモート署名については、今後の具体的な検討における課題だと考えており、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3－25 ガイドラインは国内の規格や標準として、関係者の合意を得たものにすることが重要ではないか。なお、参考 3. リモート署名ガイドライン（案）の基準の区分けの 1 つである「最低限」という表現はネガティブな印象のため、再検討すべき。</p>	<p>考え方 3－25</p>
<p>原文では、規格や標準のような形よりも詳細かつわかりやすいものが必要であると記載しているが、あくまで、ガイドラインは国内の規格や標準として、関係者の合意を得たものにすることが重要であると考えます。</p>	<p>リモート署名ガイドライン（案）については、今後、日本トラストテクノロジー協議会における本ガイドラインの策定・公表に向け</p>

<p>なお、本報告書に添付されているガイドライン（案）の基準の区分けの一つである「最低限」は、ネガティブな印象を与えるので、再検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>た作業の中でご対応いただくことが適當だと考えており、いただいたご指摘については、ご意見として承ります。</p>
<p>意見 3-26 リモート署名ガイドラインの早期の公開を期待。</p> <p>当協会は、トラストサービス事業者等が提供するリモート署名の信頼性を評価する事業に取り組んでいるところであり、当該ガイドラインの早期の公開を期待しております。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>リモート署名ガイドライン（案）については、今後、日本トラストテクノロジー協議会において、本ガイドラインの早期公表に向けて適切にご対応いただくことが適當だと考えております。</p>
<p>意見 3-27 リモート署名ガイドラインに適合するリモート署名サービスについては、リアルの世界の実印レベルから、普通の印鑑レベルまで幅広く認められるべき。</p> <p>仕事や生活の中で使用される契約書を含む取引文書や、議事録等には、実印だけではなく、個人の手書き署名や銀行印等を含めた普通の印鑑も使用されます。当該ガイドラインに適合するリモート署名サービスについては、リアルの世界の実印レベルから、普通の印鑑レベルまで幅広く認められるべきであると考えます。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>第2章2.2(3)に示したとおり、リモート署名については、日本トラストテクノロジー協議会におけるガイドラインの検討状況等を踏まえ、電子署名法上の位置付けについて検討していくことが適切であると考えており、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>第2章 論点と取組の方向性</p> <p>2.2 各論</p> <p>(4) その他のトラストサービス</p>	
<p>意見 3-28 政府機関や重要インフラにおけるなりすまし対策は、喫緊の課題。電子証明書を用いた S/MIME を一種のトラストサービスと位置づけて、政府機関や重要インフラ事業者における普及に取り組むべきではないか。</p>	<p>考え方 3-28</p>

<p>近年、高度化・複雑化するサイバー攻撃の多くが、なりすましメールに起因しています。特に、政府機関や重要インフラにおけるなりすまし対策は、喫緊の課題です。EU の e デリバリーは、一種のなりすまし対策と考えられますが、現時点では、国内における同様のトラストサービスの開始を待つ余裕はありません。</p> <p>このため、電子証明書を用いた S/MIME を一種のトラストサービスと位置づけて、政府機関や重要インフラ事業者における普及に取り組むべきではないでしょうか。</p> <p>昨年 6 月、九州電力株式会社においては全社員に対して S/MIME が一斉に導入されました。このような動きを、内閣サイバーセキュリティセンター及び各府省において加速してはいかがでしょうか。</p> <p>https://www.jipdec.or.jp/topics/news/20190625.htm</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)】</p>	<p>電子証明書を用いた S/MIME も含め、民間の創意工夫により、様々なサービスが登場し、サイバー攻撃対策に活用されることが期待されます。いただいたご意見については、今後の我が国のセキュリティ対策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-29 ウェブサイト認証における「ルート証明書」という表現は、「電子証明書」や「ウェブサイト認証を含む電子証明書」等の表現に置き換えておくのが適切ではないか。</p>	<p>考え方 3-29</p>
<p>P.35 ①ウェブサイト認証(ア)課題の一項目に「ルート証明書の発行・管理を行う認証局に求められる要件・・・」とありますが、CA/Browser Forum が策定する要件やガイドラインは、ルート証明書の発行・管理を行う認証局をその対象として限定しているものではない為、「ルート証明書」を「電子証明書」や「ウェブサイト認証を含む電子証明書」等の表現に置き換えておくのが適切なのではと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	<p>第 2 章 2. 2 (4) にて、「CA／ブラウザフォーラムはルート証明書の発行・管理を行う認証局に求められる要件等」と記載させていただいているとおり、CA／ブラウザフォーラムが策定するガイドラインで定めている要件の対象をルート証明書の発行・管理を行う認証局のみに限定しているものではないということは、「等」という表現で示している認識です。したがって、ご意見にある修正は行わず、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>

<p>意見3－30 その他のトラストサービスについては、eシール、タイムスタンプの仕組みを、それぞれ制度として検討が完了した段階で、ユーザ企業側のニーズやユースケース等について検討できれば良いものと考える。</p>	<p>考え方3－30</p>
<p>eシール、タイムスタンプの仕組みを、それぞれ制度として検討が完了した段階で、我が国におけるトラストサービスの進展を踏まえつつ、ユーザ企業側のニーズやユースケース等について検討できれば良いものと考えます。 今後の活動に可能な限り協力いたします。</p>	<p>第2章2.2(4)に示したとおり、今後民間の創意工夫により、新たなサービスが登場し新しい利用の場面が生まれることが期待されます。市場の動きや諸外国の動向も踏まえながら、今後とも、トラストサービスの在り方について検討を進めていくことが必要であると考えており、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>eシール、タイムスタンプの仕組みを、それぞれ制度として検討が完了した段階で、我が国におけるトラストサービスの進展を踏まえつつ、ユーザ企業側のニーズやユースケース等について検討できれば良いものと考えます。 今後の活動に可能な限り協力いたします。</p>	<p>【株式会社帝国データバンク】</p>
<p>意見3－31 eシールについては、今後リモート署名サービスが提供される可能性があり、その対応について検討が必要。また、電子署名とeシールについては、長期署名に対する検討が必要。一方で、各論でとり上げた以外のトラストサービス全般についても、さまざまな業法において横断的に準拠できる仕組みの創設を期待。</p>	<p>考え方3－31</p>
<p>eシールについては、今後リモート署名サービスが提供される可能性があり、その対応について検討することが必要です。また電子署名とeシールについては、長期署名に対する検討が必要と考えます。一方で、今回各論で取り上げられたトラストサービスのみならず、流通するデジタルデータの信頼性を担保するトラストサービス全般に効力を持たせ、さまざまな業法において横断的に準拠できる仕組みの創設を期待します。</p>	<p>【電子認証局会議】</p> <p>第2章2.2(4)に示したとおり、今後民間の創意工夫により、新たなサービスが登場し新しい利用の場面が生まれることが期待されます。市場の動きや諸外国の動向も踏まえながら、今後とも、トラストサービスの在り方について検討を進めていくことが必要であると考えており、いただいたご意見に</p>

	については、今後の検討において参考とさせていただきます。
<p>意見3－3 2 優先的に検討すべきと判断したトラストサービスについては、早急な検討の推進を期待。他方、モノの認証等の新しいサービスが出現したとしても対応可能な仕組み作りが肝要。</p>	考え方3－3 2
<p>優先的に検討すべきと判断したトラストサービスから、それぞれの実態に合わせて取組の方向性が整理されました。デジタル化は日々推進されています、早急に具体的な処置の検討を推進されることを期待します。</p> <p>一方で、今回は十分に議論できなかったモノの正当性認証については、Society5.0 の実現には必須のサービスであるが、いまだ世界的にも確立されていないようです。</p> <p>このような新しいサービスが出現したとしても対応可能な仕組み作りが肝要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	<p>第2章2. 2 (4) に示したとおり、今後民間の創意工夫により、新たなサービスが登場し新しい利用の場面が生まれることが期待され、モノの正当性認証も含め、市場の動きや諸外国の動向も踏まえながら、今後とも、トラストサービスの在り方について検討を進めていくことが必要であると考えております。いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
おわりに	
<p>意見4－1 「信頼してデータを自由に活用できる社会的基盤が構築され、グローバルに展開されることを期待してやまない」という記載について、大きく期待している。</p> <p>本件につきましては、大変大きな期待をしております。</p> <p style="text-align: right;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p>	考え方4－1 本最終取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
<p>意見4－2 トラストサービスが広く国民に浸透し活用されるには、トラストサービス全体が一括した制度として整備されることが適当</p> <p>トラストサービスが広く国民に浸透し活用されるには、トラストサービス全体が一括した制度として整備されることが適当と考えます。</p> <p>一方で、一括整備には相当の時間を要するものと予測されますので、可能なサービスから個別に制度</p>	考え方4－2 「おわりに」に示したとおり、今後の技術進歩やサービス展開の動向、本取りまとめを踏まえて講じられる措置の内容やその運用

<p>化を進めることにより早期実現を目指し、将来的に一括した制度へと統合する方法も考えられます。</p> <p>また、今後のトラストサービス検討活動に可能な限り協力いたします。</p>	<p>状況、国際的な議論の状況等を踏まえ、その信頼性を確保するための仕組みの在り方について、隨時見直しを図ることが重要であると考えており、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>【株式会社帝国データバンク】</p> <p>トラストサービスが広く国民に浸透し活用されるには、トラストサービス全体が一括した制度として整備されることが適当と考えます。</p> <p>一方で、一括整備には相当の時間を要するものと予測されますので、可能なサービスから個別に制度化を進めることにより早期実現を目指し、将来的に一括した制度へと統合する方法も考えられます。</p> <p>また、今後のトラストサービス検討活動に可能な限り協力いたします。</p>	<p>【電子認証局会議】</p>
<p>意見4－3　トラストサービスは Society5.0 の実現に不可欠であり、国の政策として取り組んでいただきたい。</p>	<p>考え方4－3</p>
<p>トラストサービス活用なくして、国際的に通用する DFFT の担保、Society5.0 の実現は困難です。我が国の政策として政府が一丸となって具体的に取組み推進されることを特に期待します。</p>	<p>【トラストサービス推進フォーラム】</p>
<p>トラストサービスは、国内はもとより国際的に信用されるべき社会基盤であり、日本国として継続できる仕組みが必要です。</p> <p>そのためには、国家が予算化し継続して運用される基盤構築が必要と考えます。</p> <p>今回の議論では、法制化が見送られたようですが、引き続き省庁横断で検討に取組んでいただくよう要望いたします。</p>	<p>【セイコーホールディングス株式会社】</p>
<p>民間における制度の要件や基準等の策定を見守って頂けることは大変ありがたいことではあります が、同時に、各府省、独立行政法人及びそれらに準ずる機関が、デジタル化を進める上で自ら率先してトラストサービスの活用を図ることが求められていると考えます。</p> <p>勿論、各行政手続等において、リスクアセスメントを行った上で、適切なトラストサービスを選択す</p>	<p>「おわりに」に示したとおり、総務省及び関係省庁において、制度の要件や基準等の策定について具体的に検討していくことが適当だと考えております。また、今後の技術進歩やサービス展開の動向、本取りまとめを踏まえて講じられる措置の内容やその運用状況、国際的な議論の状況等を踏まえ、その信頼性を確保するための仕組みの在り方について、隨時見直しを図ることが重要であると考えております。その他いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>

<p>することが不可欠です。</p> <p>ワーキンググループの検討結果を発展させるため、例えば、具体的な行政手続等において、リモート署名、e シール等を用いた電子申請等に関する実証事業を行い、官民における信頼感の醸成を図ってはどうでしょうか。</p> <p>いずれにいたしましても、政府全体としてトラストサービスの普及に取り組むべきことに対する決意を示して頂ければ幸甚です。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	
<p>意見 4－4 各トラストサービスやその時の基準に準拠していることをマシンリーダブルで確認できる仕組みを、国の政策として枠組みを構築し、トラストサービスを安心して利用できる環境が構築されることを期待。</p>	<p>考え方 4－4</p>
<p>トラストサービスはデジタル社会における「安全な水」の提供です。ユーザが意識せずに、将来にわたっていつでもどこでも利用できるためには、常にその時その時の環境に追従できる相応の基盤創りが必要と考えます。各サービスやその時の基準に準拠していることをマシンリーダブルで確認できる仕組みを、国の政策として枠組みを構築し、国民にとってもトラストサービス利用事業者やトラストサービス提供者にとっても安心して利用できる環境が構築されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーソリューションズ株式会社】</p>	<p>いただいたご意見については、今後のタイマスタンプや e シールの認定の仕組みに関する具体的な検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	
<p>意見 5－1 参考 1. トラストサービスの利用動向に関するアンケート調査の結果の「アンケートの概要」のページにアンケート調査を実施した時期を記載するといいのではないか。</p>	<p>考え方 5－1</p>
<p>「アンケートの概要」のページにアンケート調査を実施した時期(例：2019 年 x 月)が記載されると後々参照する際に有効なのではと思います。</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	<p>ご指摘のとおり、「参考 1. トラストサービスの利用動向に関するアンケート調査の結果」の「アンケート概要」ページに本アンケート調査の実施時期「2019 年 9 月」を記載</p>

	させていただきます。
意見 5－2 今後の具体的な制度設計に向けて、新しい技術の発展やビジネスモデル等の動向にも十分配慮した柔軟なものになる必要がある	考え方 5－2
<p>【意見】 今後の具体的な制度設計に向けて、新しい技術の発展やビジネスモデル等の動向にも十分配慮した柔軟なものになる必要がある</p> <p>【理由】 データ経済に対応する環境整備として制度設計は非常に重要な要素である。このサービスを振興することで日本国の産業競争力が向上するという観点から、ニューエコノミーの動向等に十分配慮したものになっていく必要がある。</p>	<p>「おわりに」に示したとおり、今後の技術進歩やサービス展開の動向、本取りまとめを踏まえて講じられる措置の内容やその運用状況、国際的な議論の状況等を踏まえ、その信頼性を確保するための仕組みの在り方について、隨時見直しを図ることが重要であると考えており、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>